

学校の週5日制完全実施に向け、地域社会での休日の過ごし方
とおして子どもたちがゆとりのなかで生きる力をはぐくみ成長し、
主体的に生きていくために家庭や地域社会が果たす役割、及びその
ために区のとるべき方策について

(答 申)

平成12(2000)年6月

葛飾区社会教育委員の会議

学校の週5日制完全実施に向け、地域社会での休日の過ごし方
ととして子どもたちがゆとりのなかで生きる力をはぐくみ成長し、
主体的に生きていくために家庭や地域社会が果たす役割、及びその
ために区のとるべき方策について

(答 申)

今期の社会教育委員の会議において、標記のテーマに基づき審議を重
ねてきましたが、このたびこれを取りまとめましたので答申します。

平成12年5月31日

葛飾区教育委員会 殿

第2期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長	坂 卷 久	委 員	坂 敏一
副議長	酒 井 榮一	委 員	二 葉 節子
委 員	加 藤 明紀夫	委 員	久 田 邦明
委 員	前 田 武男	委 員	丸 山 久美子
委 員	岡 田 明夫		

10葛教生第238号
平成10年9月4日

葛飾区社会教育委員の会議
議長 坂巻 久 殿

葛飾区教育委員会

学校の週5日制完全実施に向け、地域社会での休日の過ごし方をおして、子どもたちがゆとりのなかで生きる力をはぐくみ成長し、主体的に生きていくために家庭や地域社会が果たす役割、及びそのために区のとるべき方策について（諮問）

標記のことについて、理由を添え諮問いたします。

諮問理由

学校の週5日制は、子どもの生活をゆとりある充実したものにし、心豊かな人間の育成を図ることをめざし、平成4年から試行がはじまりました。

区においても試行の実施にあわせ、「学校外活動の推進のための基本方針」を策定し、学校外における子どもの成長を図るための基本目標を定め、関係機関・団体とともにその達成をめざしてきたところであります。

その後、平成8年7月の中央教育審議会の答申に家庭と地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもたちにゆとりのなかで生きる力を育んでいくという考え方が新たに提言されています。

一方では、子どもたちが学校外においても生き生きと活動し、成長発達をとげるための場としての地域社会の教育力の低下がいられています。

平成14年に予定されている学校の週5日制の完全実施に向け、子どもたちが休日を使い、主体的に活動していくために地域社会がどのような役割を果たしていくべきか、またそれに向けて家庭がどう関わっていくべきか、そのための区のとるべき方策について検討していく必要があるため諮問するものであります。

目次

はじめに	1
<国、地方自治体の施策や社会事象を歴史的に捉えること>	
<統合の重要性と対話を取り戻すこと>	
<子どもの問題は大人の問題であること、部分の問題を全体に せず、また全体の問題を部分にしないことについて>	
<「第三の時間」の大切さと「心の教育」について>	
<学校週5日制と「総合的な学習の時間」の実施>	
第1章 学校週5日制完全実施に向けて	7
1. 学校週5日制のこれまでとこれから（歴史的経緯とその意味するもの）	7
2. 今日の子どもたちをめぐる状況と課題	10
3. 葛飾区の施策の現状と家庭・学校・地域の課題	11
第2章 子どもたちの地域活動	14
—学校と地域社会のパートナーシップを高めるために—	
1. 地域の教育力の再生のために	14
2. 葛飾区の子どもたちの地域活動の現状と課題	15
3. 学校と地域社会が相互に支えあうために	16
(1) 基本的な考え方	16
<共に学び、共に生きることをめざす>	
<「総合的な学習の時間」、学校週5日制は21世紀の教育の展望を開く>	
<自己決定のための学習>	
<教職員集団としての学校のまとまり>	
(2) 開かれた学校と地域活動	18
(3) これからの学校と地域活動について	19
第3章 子どもたちの成長発達と家庭の役割	20
1. 家庭の現状と問題点	20
2. 家庭の教育力を高めるために	21
3. 子育てネットワークをつくる	22

第4章 家庭・学校・地域のネットワークを 23

1. すべての学校が地域に開かれる意味 23
2. 学校と社会教育館・児童館などの地域施設の連携 24
3. 青少年育成地区委員・青少年委員の役割と期待 25
4. 地域団体と民生（児童）委員・保護司等との連携 26
5. 個人やグループの活動への援助と、ネットワークづくりへの取り組み 27

提 案 29

- (1) (仮称) スクールボランティア制度 29
- (2) 地域人材活用制度 29
- (3) (仮称) 学校協議会の設立 29
- (4) 学校開放のシステムづくり 30
- (5) P T Aの活性化 30
- (6) (仮称) 地域担当主任制度の設置 30
- (7) 情報センター機能の設置の検討 31
- (8) 地域施設の活用 31
- (9) 青少年育成地区委員会及び青少年委員の活動の活性化 31
- (10) 地域団体と、民生（児童）委員、保護司等との連携・協力 31
- (11) 個人やグループの活動への援助 32

おわりに 32

<行政への期待>

<区民の皆さんへ>

資 料 編 35

補足1～3

資料1 臨時教育審議会第3次答申

資料2 葛飾区実施計画（平成12年2月）生涯学習関連項目一覧

資料3 「学習権宣言」（1985年・パリ第4回ユネスコ国際成人教育国際会議採択）

資料4 「2002年学校週5日制完全実施と地域」調査／葛飾区社会教育委員の会議

資料5 「2002年学校週5日制完全実施と地域」調査のまとめ・集計図表

資料6 葛飾区第2期社会教育委員の会議／審議経過

資料7 葛飾区第2期社会教育委員名簿

はじめに

この度、葛飾区教育委員会より諮問を受けて、2002年の学校週5日制の完全実施に向けて家庭や地域社会が果たす役割、区のとるべき方策についての検討を続けてまいりました。

ここに葛飾区社会教育委員の会議として、諮問に対する答申の成文化を得ましたので報告いたします。

なお、既に平成10年6月に第1期社会教育委員の会議から「学校と地域の新たな連携と地域指導者のあり方について―地域スポーツの発展につながる中学校の運動部活動の振興のために―（助言）」が出されていますが、今回の答申は、第1期の助言も含めた、総括的な内容として提起されたものです。

本答申の構成は、可能な限り総体としての状況把握に努めました。全体を四つの章に分け、学校、地域活動、家庭（家族）、ネットワークの各分野について考察をすすめています。また、その文章化については、起草委員が主として係わりましたが、小委員会を積み重ねながら全体会で全員参加の中で成文化する方法を取りました。また、案文作成に当たり区内の関係施設を訪問し、施設職員との話し合いや地域の住民の方々の調査活動の成果など、可能な限りの情報を入手することに努めたことを付け加えておきます。

本論に入る前提として、答申全体の基本的な視点を明らかにします。

〈国、地方自治体の施策や社会事象を歴史的に捉えること〉

今日の学校週5日制の完全実施を前にして、国や地方自治体の様々な施策が出されています。また、一方では社会的な課題として深刻な事件が連日のように報道されています。私たちは、これらの状況を現在の時点で分析することも大切だと考えますが、施策なり社会現象を歴史的な視点から捉えることの重要性を改めて確認いたしました。

歴史的な視点で捉えるならば、1984年に発足した臨時教育審議会とその四次にわたる答申が、今日の施策課題と結びついていること、さらに中央教育審議会の答申が学習指導要領の改訂につながり、1977年「ゆとりの時間」の導入、1989年「生活科」の新設、1998年「ゆとりと生きる力」「総合的な学習の時間」の告示という流れとしてあるということを理解しました。

また、同様に重要なこととして、1990年に発足した「生涯学習審議会」（1990年に

公布された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」による)の答申もあります。それにより、生涯学習の考え方が従来の学校教育と社会教育という二分された教育機能を家庭教育も含めた「統合」機能として把握することが重要になってきています。

今日、中央教育審議会の答申の内容を一言で表現すると「心の教育」に集約されると考えられますが、答申の中心は家庭教育のあり方であるということで様々な提言がなされています。

私たちは、これからの家庭教育のあり方を具体的に考えていくためには、1965年にユネスコの世界成人教育会議でP. ラングランにより提唱されその後、半ば公式に採用されている生涯教育(我が国の臨時教育審議会以降は生涯学習と表現を変えている)の訳語である Lifelong integrated education (生涯にわたる統合された教育)の統合概念こそ、今後の大切な方向性であろうと考えました。【資料編 35ページ参照】

今日求められているのは、地域、学校、家庭の個々の取り組みも大切ですが、それらをつなぐ共通の認識です。生涯学習審議会の中で提起された「学社融合」(従来の学社連携よりも一步進んだ形態として)の考え方をこの統合概念により改めて捉えなおす必要性が出てきています。これは、従来の学校教育、社会教育、家庭教育というともすれば干渉しあわず、個別な原理、考え方、感じ方で機能している教育機能を新しく統合し、共通の認識を作り出していくことが切実に求められているというように考えてよいのではないのでしょうか。

〈統合の重要性と対話を取り戻すこと〉

ブラジルの教育学者P. フレイレは「伝達か対話か」(亜紀書房)で教育の機能の中での対話の重要性を指摘しています。フレイレはかれ自身の識字教育の実践の中で、文字文化の持つ人間を束縛する側面を認識しながら、その克服としての「対話」の重要性を提起しているのです。

「教育者の役割は、被教育者に知識を詰め込むことではない。教師から生徒、生徒から教師の対話的な関係を通して、両方が正しいものの考え方を身につけていけるようにすることなのである。」(一部略「伝達か対話か」より)

私たちは、このフレイレの提起に学び、学校、家庭、地域の中で「対話する」ことの大切さを、様々な場面で意識化していく必要があるように思います。

もう一つ、フレイレに学ぶとしたならば「統合」についての理解を深める必要があると考えます。【資料編 35ページ参照】

「統合」(integration)は、「順応」(adaptation)とは異なり、人間的な活動であると位置づけられています。統合とは、自らを現実順に順応させる能力に加えて、現実を選び取って変革する批判的な能力から生み出されるものです。人が他者の命令や伝達を無批判に一方的に受け入れたり、自分自身の決定が他の指示により決定されるならば、それは状況に「順応」しているだけで「統合」がなされているわけではありません。

日本の教育は、これまで、どちらかといえば「順応」することに重きをおいてきたというように考えます。伝達から対話へ、順応から統合へ、がこれからの教育の大きな課題であると考えます。

〈子どもの問題は大人の問題であること、部分の問題を全体にせず、同時に全体の問題を部分にしないことについて〉

ここ数年、子どもたちの成長発達に関して、実に深刻な事件が続いています。連日の新聞報道やテレビのワイドショーなどで知らされている内容は、私たちの未来に対し絶望感さえ持つような思いがします。

このような未来に対する私たちの課題を考えると、前提として一つの考え方を示しておかねばなりません。

まず、これは常にいわれていることですが、子どもの問題は、もう一步踏み込んで考えるならば、同時に大人の問題であるということです。この考えは、子どもの犯罪を大人のものとして、子ども自身の罪を免除するというものではありません。しかし、その個々の事例を子細に見るならば子どもの問題は大人の問題として考えていく発想を常に持っている必要があると私たちは考えます。

それと少年非行の事例などで、個々のケースで(例えば援助交際など)の問題を全体の状況のように考える(例えば今の女子高生がほとんど援助交際に走っているというように……)ことの問題です。また、それとは反対に全体の状況(全体としては問題なく、ほとんどが健全な日常生活をしているのだから)を事件の一部の特異な事例として(例えば病理上の問題として処理する)片づけてしまうということです。

このような心理的な納得の仕方は、事態を正しく認識することを妨げる要因となるのではないのでしょうか。

〈「第三の時間」の大切さと「心の教育」について〉

戦後、私たちは高度成長期という現在の人々の生き方や感性に大きく影響を与えられた時代を経験しました。一般的にその現象は土地ブームに象徴されるバブル（泡）経済であったことは、今日では自明のことであったように思われますが、いわゆる低成長期に入っている現在においても深刻です。ここ数年の少年非行に係わる青少年の親の世代は、この高度成長期に物心つき成人してきたという共通項があります。

高度成長期の特徴は、様々な分析が可能でしょうが、精神的な課題でいえば、「金と物」こそ万能という発想です。人生のすべてを物の価値（金銭）によって考えてしまうということです。そして、そのために労働（はたらく）するし、その労働の裏返しとしての「遊び」ということになります。そこでは、「金と物」という一元的な価値観が支配的になります。

作家サン・テグジュペリは、その作品「星の王子様（La Petit Prince）岩波書店」の中で、狐の言葉として、「心で見なくちゃものごとはよく見えないってことさ。かんじんなことは目に見えないんだよ」と語らせています。

高度成長期は、人間にとって目に見えない物を切り捨ててきた歴史なのではないかと思われます。

私たちは、今でも労働すること、そして忙しさこそ人間の価値を決めるような錯覚を持っています。「お忙しいところをおいでいただきました」が、その人に対する誉め言葉として使われています。確かに人は労働することによって人間になります。額に汗して働くたくさんの人々によって、この社会が成り立っていることは確かでしょう。しかし、労働とその裏返し（労働していない時間として）の遊びという発想が実は人が生きる上での貧しさと結びついているという認識も一方では必要と考えます。子どもたちでいえば勉強（将来の労働）することとその裏返しとしての遊びということで見れば、子どもにとっての遊びの大切さを見のがすことになります。

ここでは、労働（はたらくこと）に関して、いわば古典的な労働観に対し、若者たちに代表される自由で多様な生き方を対比する必要があるように思います。

1995年1月の阪神淡路大震災の時に、全国から数多くの若者がボランティアとして現地の災害復興に参加しました。「ボランティア元年」とも位置づけられるこの年以降の若者に関する様々の動きに対して、今若者たちは多様な生き方を通じて生きるこの意味を改めて問いはじめているというように考えてみたいのです。

今の若者に関して、定まった仕事につかないフリーターやパラサイト・シングル

(寄生的独身者)などの問題は、ある意味では豊かな社会の克服すべき課題ではありますが、もう一面では彼らが、多様な生き方や自分らしさを求めているという視点も必要なのではないのでしょうか。若者たちは震災後に主役として関わったのですが、それらの動きの中で、神戸大学の医師中井久夫氏は「あっ、人間って、こんなふうに分けるんだ…って思えるいい話がいっぱい詰まってる。大惨事の記録でありながら、それが人間にある種の希望を持たせてくれる。」「そういう中で(記録を読んだ)読者をいちばん感動させるのはやはり人間に対する信頼感なんだと思う。」「危機を乗り越えるために必要なものは人間に対する信頼感である。」と書いています。(「『阪神大震災』下の精神科医たち」みすず書房刊 中井久夫編) ボランティア活動などは、若者たちが主役として生き、役に立つ自分を認識できる貴重な体験なのではないのでしょうか。

いま私たちは、労働(勉強)と遊びという発想でなく、いわば第三の時間という実生活があるという指摘を改めてしたいと思います。子どもたちの場面で考えれば、勉強でもない遊びでもない時間こそ豊かな生活にとって必要な時間であります。ムスリム社会(イスラーム教徒の社会)で言う「ラーハ」(休息とか安息と訳されるが正確ではない)の概念に近いと考えられますが、このラーハの時間をたくさん持つことが人間らしい、いい生き方と考えられます。「家族と共に過ごす」「人を訪問する」「友人とおしゃべりをする」「旅をする」「ぼんやりする」「寝転がる」……などが、ムスリム社会では同じ価値を持つとされています。

私たちが、この「第三の時間」について考えるとすると、例えば家庭の中での必要な仕事をそれぞれの家族が分担して毎日作業することなどがとても大切な時間であることがわかります。家族の一員として役に立っている、そのことを通じて家族の結びつきがあるということは、今の子どもたちが生きていく上で欠かすことが出来ないのではないのでしょうか。

中央教育審議会は「心の教育」についての答申で家庭教育のあり方について具体的な提言をしています(前出)。家庭教育については、これまで行政施策の中で一種の聖域として手をつけられず、PTAや社会教育の「家庭教育学級」などで取り上げられてきました。家庭の中の教育活動について安易に行政や団体が介入することは避けなければなりません。いわば今日の「子育ての危機」とでもいえる状況の中で、今後は改めて積極的な援助の活動を展開しなければなりません。そのような状況の中で、今こそ「社会教育の出番」との論調もありますが、私たちは、家庭、学校、地域(社

会教育)での統合された取り組みこそ今後の求められている方向性だと考えています。

〈学校週5日制と「総合的な学習の時間」の実施〉

2002年から完全実施される学校週5日制とほぼ並行して「総合的な学習の時間」が実施されることになっています。今、学校では教師たちの関心はこの時間をどのようにして過ごすかに集中しているように思われます。「総合的な学習の時間」は、新学習指導要領の中心的な課題で、教科の枠をはずして、子どもたちが自主的、主体的に学び考え、問題解決する能力を育てることを目指しています。

このような目標は、戦後の教育が基本的に目指してきた重要な柱であり、様々な課題に直面しながら多くの学校や教師たちが実践してきたものです。しかし、今日、我が国の文教施策として、なぜ今更このような内容を打ち出さねばならないのかということ、今日の学校の抱える様々な課題、たとえば、学級崩壊などの深刻な状況に即して考えねばならないのです。

私たちはこれまでの教育に対する「画一性」や「非個性化」、「一方的知識注入型」などの批判が一面では事実であることを認めなければなりません。そのことに対して、これまで言葉としては個性尊重が言われてきましたが、今日では、いわば本物の一人ひとりの教師や保護者が共通に認識する個性尊重が求められていると思います。

また、「総合的な学習の時間」が、これまでの教科内容を減らし(精選し)、学校週5日制が完全実施される中でも実施されるということについて、保護者の側の不安が依然として強くあります。一部の傾向ではあると思いますが、5日制の実施がない私立学校への志望が増えているという意見もあります。

このような状況の中で、次の三点を指摘したいと思います。

- (1) 「総合的な学習の時間」に取り組むことで、学校の教職員一人ひとりのゆとりや主体性が問われる。さらに、その自立した一人ひとりが結びついて共通の自立した学校の課題をつかみ実践すること。
- (2) PTA活動などを通じて、「総合的な学習の時間・学校週5日制」の理解を深めるため、保護者と話し合うなどの活動に積極的に取り組む。その時の学校と保護者の関係は、共に教育を考え、教育への情熱を持つパートナーであるとする。
- (3) 公立学校の役割を改めて意味づける。今日地方分権の流れの中で、改めて公共性が問われている状況がある。公立学校は地域の学校であり、地域住民の協力のもと

に運営されねばならない。その前提で地域住民との連携の中で「総合的な学習の時間」が実施される。

第1章 学校週5日制完全実施に向けて

1. 学校週5日制のこれまでとこれから（歴史的経緯とその意味するもの）

学校週5日制の歴史的な経緯は、文部省が臨時教育審議会、中央教育審議会、教育課程審議会の答申などを受けて、1989年12月に「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校」を9都県、計68校を指定して、その具体化の歩みを始めました。

ここでは、月1回の試行が主たる形態になりますが、当初の内容として、その趣旨と研究内容について明らかにしておきます。

趣 旨（「実施要領」1989年7月25日） 「週休2日制の普及拡大等の社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究に必要な実証的な資料を得るため」

研究の内容 「調査研究協力校は、月1回から2回の土曜日を休業日とする学校週5日制を実施する場合の教育課程のあり方、学校運営のあり方、学校外における幼児、児童、生徒の生活環境や生活行動への対応のあり方等について研究する」

試行の形態としては、「4週につき1回の土曜日を休業日とする形と、4週につき2回の土曜日を休業とする形」のふたつが提示されました。調査校の実践では、1990年度は4週に1回の実施、91年度には4週に2回の実施の方向性が打ち出されました。

その後、この調査研究校を拡大しつつ、その結果の対応として1995年度に第2・第4土曜日の2回の休業日の実施と続きます。現在（2000年）では、1998年の学習指導要領の改訂を経て、「総合的な学習の時間」の実施が告示され時間数の削減などと共に、2002年の学校週5日制完全実施が予定されています。

これらの歴史的な経緯をごく大まかに捉えると月1回の実施の前後に、様々な問題点や課題が出された時期があります。文部省の施策も土曜の休業日をどのように子どもたちが過ごすのかという学校外活動に対して、社会教育施設の取り組みを強く要請してきました。この前後にも調査研究校の紹介や保護者のアンケートなども積極的に実施されました。数量的な形では、その後、月1回の実施の中で当初批判的な意見が多かったものが、かなり理解を示す結果が表れてきました。しかし、この場合でも学

校週5日制に対する疑問が依然としてあり、その後、月2回の実施を経ても、それらの疑問なり批判は今日においても残っているということがあります。

そこで私たちは、葛飾区青少年委員会調査環境部会が1999年に実施した、区立中学2年生、326人を対象とした意識調査の内容を私たちの共通認識（ひとつの方向性）として確認しました。

(1) 2002年に実施される完全学校週5日制について

賛成87%（賛成69%、どちらかというとな賛成18%）

反対9%（反対3%、どちらかというとな反対6%）

(2) 学校週5日制に賛成の理由

のんびり出来る79%、遊ぶ時間が増える78%、ゆっくり寝ることが出来る66%

(3) 学校週5日制に反対の理由

友達と会えない78%、ひまになってしまう50%

この調査の中で数量的な部分では表面にでていませんが、賛成の理由として「家族と過ごす時間が増える」や「地域の活動に参加できる」という内容は、今後の方向性として大切にしなければならないものであると思います。また、反対の理由として「学校が好きなのにいけない」という内容などは、葛飾区の学校を子どもたちが好きだという、私たちにとっては嬉しい項目もあります。

では、今日、学校週5日制完全実施を直前にして、私たちが乗り越えねばならない基本的な課題について明らかにしておきたいと思います。

ひとつは、保護者や地域住民の日常生活の過重な負担、いわゆる働き過ぎの問題があるように思うのです。公務員の週5日制実施後、学校週5日制による休日増加についての批判にも、「自分たちは土曜日にも仕事をしている」という意見がかなりの数みられます。

学校週5日制の一つの側面として、子どもだけでなく学校の教職員のゆとりのなさも問題であり、国際的にも日本の労働者全体の労働時間の長さや過密な労働について批判をまねいた歴史的な事実がありました。「労働白書」（1988年）によれば、日本の労働者の総労働時間の長さはいわゆる先進諸国の中でも、飛び抜けて高く、比較的高いアメリカ（1,962時間）と比べても日本は2,189時間と年間227時間も多かった

のです。西ドイツ（1,642時間）と比べると年間547時間の差がありました。

その後の総労働時間の国際比較（1995年）によれば、日本は1,975時間とアメリカの1,986時間とほぼ同様になったのですが、まだイギリスより32時間、フランスよりより295時間、ドイツより425時間多いという状況にあります。

一方、子どもたちの年間授業時間数も、また1学級定数も、学校週5日制実施前は、先進諸国のなかでは飛び抜けて多いという現状がありました。

このような中でも地域の住民の側の意識として「公務員は親方日の丸だ」とか「学校の先生は早く帰れてよい。休みが多くてうらやましい。」など、本来は手をつなぐ立場が、お互いに批判したり反発しあうような状況があります。そして、これらの問題は試行と言われた月1回の実施の際にもかねてから指摘されていたことであり、今日でもその問題は引き続いている課題であると思います。

「学校週5日制は子どものゆとりであり教職員のゆとりではない」という言い方がかなりあります。しかし、ここで明らかにしておきたいのですが、学校週5日制の完全実施は子どもたちのゆとりを作り出すと同時に教職員のゆとりも生み出されなければなりません。学校週5日制の完全実施と同時に実施される「総合的な学習の時間」についても、これらの「ゆとり」を前提としてその中で実施されねばならないのです。そして、現在はゆとりの中で一人ひとりの「生きる力」を本当に育てるような学びを作り出していくことが学校に求められています。その意味で学校の教職員は保護者の日常生活の忙しさなども理解し、学力低下などの不安を克服して本物の学力を身につけられるための話し合いや相互理解に努めなければなりません。

次に、学校週5日制の基本的な内容と、今後取り組まねばならない方向性についての理解です。

学校週5日制の理念は、子どもたちの生活にゆとりを持たせ、画一的な知識や理解の受け入れから体験的な学習を通して、自ら考え解決していく、主体的な学習の仕方や問題を解決する能力を身につけることがねらいです。

そのような能力や力は一般的には生きる力と位置づけられていますが、その意味で本物の力を身につけることが今日では本当に重要であるということを、保護者と地域住民と教職員が共通理解していくことが求められています。

さらに、保護者が抱いている年間の授業時間数の削減や内容の精選によって実施される「総合的な学習の時間」による学力の低下への不安の解消、新しい学習指導要領

や新しい学力観のことについても保護者・地域住民と共に語り合うことによって、新しい理解を創り出していくことが必要とされていると思うのです。

2. 今日の子どもたちをめぐる状況と課題

今日の子どもたちがどのような環境の中に生活しているのかということについては、様々な分析が可能であろうと思われます。また、それらの状況は相互に結びついて、その関係は複雑です。したがって今日の青少年の非行の事件も、その原因は様々な事情が重なっていると考えねばなりません。そこで、個々の条件を考えていく前提として一般論ではありますが、全国的に共通の克服すべき課題として以下の点を明らかにいたします。

- ① 少子化、核家族化により、子どもたちの社会性が育っていない。
- ② 都市化が進み、自然体験の機会が減少している。
- ③ 学習塾や習い事が多く、子どもたちの生活に「ゆとり」がない。
- ④ 保護者の価値観が多様化し、集団生活への規範意識が変化してきた。
- ⑤ 基本的な生活習慣の変化が顕著になった。たとえば朝食抜きの生活や一人で食べる孤食の傾向、夜更かしなどの昼夜逆転、排泄習慣の乱れなど。
- ⑥ 学級崩壊などに象徴される学校の荒れ。特に中学校の荒れが特徴的である。
- ⑦ 不登校などにみられる一種の学校離れの状況、高校などで進路変更と分類される中途退学の問題。
- ⑧ 飲酒、喫煙、シンナー、万引き、恐喝、盗み（特に自転車盗）、各種の破壊行為、援助交際に表示される性非行などの法律・条例にふれる非行。極端な場合には傷害、殺人。

これらは、基本的視点で明らかにしたように、全体を部分と見たり、部分を全体に見る誤りをしないことを前提にすれば、葛飾区でも共通の課題として、その克服の方向性を探る必要があります。

私たちは、これらの一面では非常に深刻な問題をどのように考えればよいのでしょうか。

これらに共通していることは、従来から指摘されていることですが、「教育力の低

下」ということです。ここでは、地域の教育力の低下ということが検討されるべき主要な内容となりますが、その課題は地域だけの問題ではなく学校も家庭も従来の教育機能が著しく低下しているなかでの課題と考えるべきです。したがって私たちは個別な機能を高める努力も必要ですが、それらの機能を結びつける統合の理念と具体的なネットワークの仕組みをつくり上げねばなりません。

最後に、子どもたちをめぐる克服すべき課題をいわば否定的な側面として提起した以上、肯定的な側面も考えておかねば、今の子どもたちへの理解は不十分です。私たちの未来は様々な課題を抱えながらも今の子どもたちに託されています。未来に対する希望を持つためには子どもたちの肯定的な内容をさらに拡大していく必要があります。世代間の交流や話し合いや一緒に行動する中で確かめられねばなりません。今の子どもたちに共通する明るさや素直さ、また情報化や国際化に対応する個性的感覚など、いわば私たちの世代が得られなかった力を今の子どもたちは身につけているように考えられます。

3. 葛飾区の施策の現状と家庭・学校・地域の課題

葛飾区の行政施策は平成9年度から平成18年度（1997年から2006年）の基本計画として策定されています。区はこれまで「人間優先」「生活優先」のまちづくりを進めるため3回にわたり基本計画を策定してきました。平成9年度からの10年間の構想は、この期間の中に21世紀という新しい時代区分の日を迎えます。そして、テーマとして「ヒューマニティに支えられた安全で生活感あふれる都市づくり」を位置づけ、区の将来像として「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を提起しています。

この基本計画の一つの重要な柱は、生涯学習施策の展開です。生涯学習の理念は、個別の機能というより総合であり統合の機能ですので、区の全体の施策に生涯学習の視点が貫かれています。さらに計画は生涯学習の項をたてて「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち」の呼びかけと将来目標として「区民一人ひとりが生涯を通じて、充実した生活を過ごせるよう、学校教育の基礎の上に各人の責任と自由な選択のもとで学習し、生涯を通して自己の個性と能力を最大限に発揮できるような生涯学習社会を実現します。」と設定しています。

その後、平成12年2月に「葛飾区実施計画（平成12年度～16年度）」が出され、基本計画の一部が修正されましたので、「実施計画」の内容として生涯学習の観点で項

目立てされている部分を明らかにしておきます。【資料編 37ページ参照】

生涯学習施策は総合的施策であることから、区全体に様々な形でその施策が実行されるならば、学校週5日制の実施に対応した施策は、その一部分を分担することになります。また、施策の目標である生涯学習社会の実現の為には、社会教育の果たす役割が重要であるということは、これまでも様々な立場で言われてきました。

今日、必要とされる社会教育の充実の意義を改めて考えてみたいと思います。

まず、社会教育の定義を「地域住民の主体的相互学習」と位置づけます。その定義に従えば、行政や施設は住民の相互学習を援助する役割として存在します。

この住民の中には学校週5日制の実施対象である児童・生徒が含まれています。区民一人ひとりには各人の責任と自主的な選択のもとで学び、個性と能力を最大限発揮できること（基本計画の将来目標）が期待されています。ここでは、一人ひとりの主体性が問われているのですが、地域社会でも学校教育でもこの主体性は共通する重要な課題です。

昨年（1999年）国会で新「自治法」が制定され地方分権の時代になったと一般的には言われています。

ここでは地方分権に対応して主体的に学び行動する住民、言葉を変えれば自立（自律）する住民がどれだけ地域の生活者として存在するかが、今後の自治体の質の高さのバロメーターになると思われれます。このような自立（自律）した住民を支援し、育てる役割は社会教育の重要な機能です。また、「相互学習」という機能の中には、異なる立場や意見を認めながら話し合い、交流しあう中で合意を形成するという民主主義の基本的な性格が貫かれています。その意味で社会教育は今後の民主的な社会（地域）をどのように形成していくのか、という点で欠くことの出来ない役割を持っているといえます。このような住民の主体性や民主的感覚を育てるという観点で今後の子どもたちの社会教育活動も保障されねばなりません。

今日、社会教育活動を生涯学習のシステムの中で考えると、家庭・学校・地域の相互乗り入れ（パートナーシップ）ということを用意的に考えねばなりません。この場合、これまでは学校のことは教職員に任せる、という発想や家庭の教育については他人は介入しないという発想が強かったように思われます。しかし、今日の社会状況は、このような発想を許してはくれません。

学校教育だけでなく、家庭教育についても同様なことがいえます。もはや、自分た

ちの家庭だけが立派であればという考えが通用しえない状況にあるように思われます。その意味で前にも述べたように家庭・学校・地域の連携や協同が今日ほど必要とされている時代はありません。しかし、その際の原則的なものは、そのパートナーシップは対等であり平等であるということです。相互に協力すべき人が遠慮したり、陰で反発しあうような関係をどのように克服するのか、ということは今後の私たちの重要な課題です。

これらの対等・平等な関係を創り出すためには、社会教育の機能の中で学ぶべき内容が豊富にあります。相互学習が成立するためには人と人が対等・平等の関係になければなりません。たとえば講演会などで一定の知識や技術が一方的に伝達されたとしても、講師と聴衆は対等であり、会の終了後の参加者との話し合いの中で講師は学ぶことができます。そして、これは学校の教師と子どもたちの関係でも相互学習として成立します。さらにいえば教師と保護者・地域住民は学びあう関係の中で、またその交流の中でも対等や平等の関係をつくり出さねばなりません。

社会教育は、これまで相互学習の中での人と人との関係を大切にしてきました。そして、地域住民の相互学習ということで、人々の生活する日常も大切にしてきました。それらの積み重ねの中で自分たちの住む街をどのように作り出していくのか「生まれて良かった。暮らして良かった。出会えて良かった。」は、これまでの街づくり実践の中から生み出されてきた言葉です。それらの点で街づくりのイメージを大人も子どももつくり出すことが大事です。

葛飾区の青少年委員会が、組織をあげて実施した調査（「子どもの『遊び場・居場所』を考える調査」平成9年度実施）は、街づくりのイメージをどのようにしてつくり上げていくのか、具体的な行動をどのようにしていくのか、たいへん重要な内容を示しているように思います。

調査の中で各小学校区域から選出されている青少年委員が、それぞれの学校を訪問し、学校長（教職員）との話し合いを経て、教室の子どもたちと直接話しあったり聞きとりをしながら、子どもたちの好きな場所、嫌いな場所を調べた活動などは、今後の街づくりを主体的に受け止め、地域住民の立場で大人も子どもも係わるという活動として位置づくと考えられます。

区の基本計画の思想に中心的に流れる街づくりの内容を真に血の通う生き生きしたものにつくり上げるのは、子どもたちを含めた住民一人ひとりなのだという点を改めて確認したいと思います。

第2章 子どもたちの地域活動

—学校と地域社会のパートナーシップを高めるために—

1. 地域の教育力の再生のために

第15期中央教育審議会第一次答申では、学校・家庭・地域の連携について以下のよう

に述べています。

「教育はいうまでもなく、単に学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに子どもの健やかな成長はあり得ない。『生きる力』は、学校において組織的、計画的に学習しつつ、家庭や地域社会において、親子の触れ合い、友達との遊び、地域の人々との交流などの様々な活動を通じて根づいていくものであり、学校・家庭・地域社会の連携とこれらにおける教育がバランスよく行われる中で豊かに育っていくものである。」

中央教育審議会は答申の中で学校・家庭・地域社会の連携を今日の緊急の課題として提起していますが、これらの課題は、歴史的には新しいことではないし、生涯学習審議会の答申（「地域における生涯学習機会の充実方策について」1996年）の中で新しい概念（用語）として提起された「学社融合」の発想にしても、これまで使われてきた「学社連携」との違いはあまりないように思われます。

これまでこの学社連携が実態としてそれほど効果的に機能してこなかった理由としては、連携といってもそれが誰が、何のために、どのように連携していくのかの検証が不十分であったと思われます。また、更に家庭や地域社会が驚くほどの変貌を見せているのに対し、これまでの学校は、家庭や地域社会の変化に意識面でも実態面でも対応がなされなかったように思われます。

連携機能のあり方は、それぞれの実態に応じて常にその関係性を組み替える必要があります。教育機能を考える時に「不易と流行（変わらないものと変わるもの）」の指摘も大切ですが、今日の学校週5日制完全実施に対応する連携（融合）機能は、学校がどのように変わらねばならないか、ということ問いかけているように思われます。

その意味で学校の機能を変えていくためには、地域社会や家庭の実態に即したそれぞれの個性的な取り組みが必要ですが、一方で私たちが課題としている地域の教育力

かつてあった共同体としてのコミュニティが成立しなくなっているということです。「隣は、何をやる人ぞ!」という形で、かつてあった「向こう三軒両隣」の交流は、都市化などの進行に伴い薄れているという現象が広まりました。

それらの実態の中で、私たちには、一人ひとりが意図的に新しい地域社会のコミュニティをつくり出していく必要が出てきました。それらのコミュニティは、かつてあったものの回復や復活という形ではなく（ガンコ親父待望論などは、かつてはあった父親の権威を取り戻そうという、どちらかと言えば復活的な発想となります。）今日の時代の中で新しく作り出される創造や古いものを新しく作り変えていく「再生」の作業でなければなりません。これからの私たちの地域社会への取り組みは、地域の教育力の再生（創造）を目指して行われる必要があります。

これらの再生（創造）に際し、これまでの学校の機能を乗り越えて新しい機能をつくり出していく中でこれからの新しい展望が開けてくると思われまます。

葛飾区青少年委員会の調査活動（前出）などは、学校と地域社会の連携のひとつの方向性ともいえますが、地域に係わり学校が新しい機能を創造するきっかけの事例といえると思われまます。また、町田市では青少年委員会のブロック活動として、子どもたちの居場所としてのコンビニエンスストアに注目し、経営者との話し合いを実施したという例もあります。今日の状況の中でも、各地でさまざまな創意と工夫の中で地域の教育力の再生（創造）の動きが見られます。

2. 葛飾区の子どもたちの地域活動の現状と課題

区内には子どもを対象にした地域の活動団体が、子ども会（133団体）をはじめ、ボーイスカウト（7）、ガールスカウト（1）、交通少年団（2）、消防少年団（2）海洋少年団（1）と、約150団体あります。

スポーツ関係では、サッカー（122団体）をはじめバレーボール（43）、バスケットボール（25）、少年野球（81）、ソフトボール（19）、硬式野球（2）、ラグビー（1）、相撲（2）、合気道（4）、陸上競技（24）の諸団体（中学校の部活動を一部含む）が活動しています。

ここでは広範な会員数（1万2,038人）をもつ子ども会とその少年リーダー養成を例に、地域活動の現状と課題を探ってみることにします。

葛飾区では地域ごとに結成されている子ども会がピーク時の1984年には186団体あり、都内でも有数の子ども会活動が活発な地域と関係者からいわれていました。その

なかには子どもたちによって運営される子ども会をつくるために、子ども会少年リーダーの養成事業に力を注いでいる、ということへの評価もあったようです。

このリーダー養成事業はジュニアリーダー講習会とよばれ、区教育委員会と子ども会育成会連合会が共催して1961年から40年近く実施している事業です。

地域の子ども会活動の中・高校生のジュニアリーダーが主体的に運営ができるよう、指導技術の習得、レクリエーション技術や野外活動の知識の習得を主目的にして開催してきました。しかし、平成6年度には主催する社会教育館（2館）の合計で284人いた受講生数が、12年度には半数以下の131人にまで減少しています。その背景には社会的な少子化の傾向だけではなく、受講対象者である中学生の子ども会（少年リーダー）離れ、地域の育成者の少年リーダー育成についての関心の希薄さ等もあり、顕著な減少傾向が続いているのではないのでしょうか。

少年リーダー育成についての関心の希薄さという点では、講習会で学んだことを生かす場として行事の実施がありますが、単なる当日だけのお手伝いであることが多かったり、企画の段階から参画するというケースがまだまだ数少ないという状況がみられます。

反面、育成者の側からは「講習を修了したはずなのに人前でモジモジして話ができない」「即戦力として期待したのに応えられていない」「大人がやった方が早い」という指摘もあります。

大人がすべてセッティングした行事のなかに、ただ子どもが「お客」として招かれるという活動ではなく、子どもの自主性、主体性を伸ばさせていく場として地域の団体活動（子ども会）が存在するという前提に立てば、稚拙な部分があったり、多少指導に未熟な点があっても、育成者には少年リーダーを辛抱強く育てていくという配慮をこれからも大切にしていきたいと思えます。

また、子ども会の活動を活発化させるうえで、少年リーダーの育成プログラムをより魅力あるものにすることとあわせ、指導技術の習得を重視したプログラムの立案をするなど、子ども会をとりまく状況にあったものに改善していく必要性も感じます。

3. 学校と地域社会が相互に支えあうために

(1) 基本的な考え方

学校と地域社会を考える基本的な観点を明らかにしておきます。

〈共に学び、共に生きることをめざす〉

共に生きるということを貫くためには、どのような状況の中でも子どもをひとりの人間として、存在を丸ごと認めるような人間観が必要です。「一人ひとりが大切なんだよ。」「生きていくことはすばらしいんだよ。」というメッセージが常に出されている地域をどのようにして作り上げていくのかということです。

そして、今日私たちは、学校の中でも、この共に生きる発想が必要のように考えています。人間の成長発達も学校教育の重要な内容ですが、もう一つの側面として一人ひとりの存在がとても貴重なのだということ、そして、その貴重な人と人とが影響しあうことのなかで他人を認めたり、自分に対する深い認識が生まれるのだということにも学校の重要な役割があるはずです。

その意味で教師は、一人ひとりの子どもたちから学ぶことができる人間でなければならないと考えます。地域と学校が連携するということの意味は、この共に生きる（学ぶ）なかで新しい展望がでてくるのではないのでしょうか。

〈「総合的な学習の時間」、学校週5日制は、21世紀の教育の展望を開く〉

私たちは、いま21世紀という新しい時代のスタートラインに立とうとしています。連日の報道で、日本の現在や将来に絶望するような事件が続きます。しかし、私たちは、希望を持たねばなりません。魯迅の言葉にもあるように「絶望は虚妄」です。私たちは、21世紀に一人ひとりが生きる希望をもてる社会を実現する義務があります。その意味で「総合的な学習の時間」と学校週5日制の実施は、日本の教育を変革するほとんど最後の機会といえるのではないのでしょうか。これまでの教育の延長では、現状の困難さが解決されるとは思えません。これまでの教育を否定するのではなく、今日求められている教育の機能を新しく統合（学校・家庭・地域の連携）のなかで作り出していくことが切実に求められているのです。

〈自己決定のための学習〉

P. ラングラン（前出）の後継者としてユネスコの成人教育部門の責任者であったE. ジェルピ（E. Gelpi）は「生涯教育論—抑圧と解放の弁証法」（東京創元社）の中で重要な概念のひとつとして自己決定学習（Self-directed learning）を提起しています。それは、生涯教育の学習方法が、従来の学校教育における教師中心の知識伝達形態であってはならず、また単なる独学、独習の域を越えた学習者中心の主体的

学習でなければならないとするものです。【資料編 36ページ参照】

日本の学校教育すべてが、教師中心の知識伝達形態であるとは考えられませんが、これまでの学校教育の大勢が一定の知識の量を子どもたちに伝え、受験、進学では、その量の多少を測るというシステムであったことは否定できないと思われまゝ。今後は、E. ジェルピの提起している自己決定することの学びが、学習の中核的な内容になるべきであると考えられます。

そのような学習は、1985年第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択された「学習権宣言」(The Right to Learn)の思想にも対応するものであります。学習権宣言には、次のような指摘があります。【資料編 37ページ参照】

「学習行為は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人間行為を出来事のなすがままにされる客体から、自分自身の歴史を創造する主体に変えていくものである。」

〈教職員集団としての学校のまとまり〉

これからの学校は、教職員一人ひとりが自由で創造的な活動、つまり個性的な発想で子どもたちや保護者、地域の人々と結びついていくことが望まれています。そして、学校長のリーダーシップのもとで学校集団としてまとまり、新しい学校文化や地域文化が創造されていくのだと思います。

しかし、この場合の自由という時には、子どもたちへの働きかけも含めて「わがまま」や「無責任」と混同されてはいけません。これまでしばしばいわゆる「学級王国」などと呼ばれる中で、独善的な教育がなされる例もあったのではないのでしょうか。また、一方安易な横並びの実践など、一種の形式主義の実践のような事例も批判されねばなりません。

これからの学校の教職員集団は、一人ひとりがゆとりの中で豊かな個性を前提として、それぞれの地域における個性的な学校をつくり出していくことが求められています。そのことは、それぞれの個性的な地域文化と結びついて学校と地域住民の協力による豊かな文化創造の営みではないのでしょうか。

(2) 開かれた学校と地域活動

「開かれた学校」が行政施策として明らかになったのは、1978年4月の「臨時教育審議会第三次答申」の提起以降と位置づけられます。(第二次答申最終答申にも限定された形であるが提起されている)

臨時教育審議会は、いうまでもなく、明治維新、敗戦（戦後）に続く第三の教育改革として大きな意気込みをもって生まれました。しかし、「開かれた学校」論の提起がなされ、その後地方自治体のレベルでさまざまな施策提起がなされながら、それらの実効は、かけ声ほど上がっていないのが現状のように思えます。

もちろん、昭和49年度には「学校公園」構想に基づく学校開放の実践で名高い神戸市高倉台小学校の例のように、避難場所などを含む「学校公園」の建設や少子化に伴う児童・生徒の減少により生じた余裕教室の活用などの事例が各地で実践されている現状もあります。

これらはいわば学校の施設・設備というハード面での取り組みですが、個々の学校でのいわばソフト面の領域から考えると学校行事や授業の開放、主に教師等を講師とした保護者・住民への学習会や講座などを開催している例もあります。

(3) これからの学校と地域活動について

今後の学校と地域活動についての具体的な方向性について考えてみます。これからの学校は地域住民や保護者と共に日常的な実践を展開していかねばなりません。葛飾区の学校はすべて何らかの形で開かれた学校経営が実施され、また社会教育館に代表される社会教育施設も学校との連携を志向し実践しています。更に、区の青少年委員会や青少年育成地区委員会なども熱心な活動を日常的に継続しています。そして、子ども会などにみられる自主的な団体活動も活発な動きを見せています。

これらの地域の積極的な進んだ取り組みを学校は取り入れ、共同（協同）の作業をつくり出すことが必要です。当面、次のような内容が考えられます。

- ① 教育課程の編成とカリキュラムの実施などにあたり地域住民や保護者との話し合いを進め意見をきく。特に「総合的な学習の時間」や学校週5日制の実施などにあたりPTAとの合同の会議や地域連携組織などを通じ、共に取り組む体制をつくる。
- ② すべての学校が地域に開かれることを前提に、常時学校を地域に開かれたものにしていく。その際の開放は住民にとっても学校にとっても、行政にとってもメリットのあるものでなければならない。

- ③ 学校が地域の生活・文化の拠点として地域人材の交流の場となり、地域の人々との共感の中で運営されるように位置づける。特に地域人材活用制度を学校支援の人材スタッフとして重視する。
- ④ これまでともすると学校後援会的な性格のあったP T Aを、本来的な社会教育関係団体として活性化を図る。P T Aは学校・家庭・地域をつなぐ重要な組織である。その意味でP T A行事が前例踏襲的であったり、いわゆる動員型である内容を変え参加者一人ひとりが会員であって良かったと思える運営を会員の中で話し合い組織改善していく。またP T A組織の中に青少年委員を位置づけるなどして、他の地域組織との連携の中で運営する。
- ⑤ 地域の様々な組織（住民のグループ・サークル）のセンター的役割を社会教育館などとの連携の中で果たしていく。
特に学校週5日制に対応する子どもたちの遊びの場所の確保や指導体制の充実などについて取り組む。
- ⑥ これまで、小・中学校のレベルではあまり交流を持てなかった高校、大学、幼稚園、保育園との連携。実態としてかなりの影響力を持つ各種の塾やスポーツ団体指導者との交流や意見交換などに取り組む。

第3章 子どもたちの成長発達と家庭の役割

1. 家庭の現状と問題点

私たちの暮らしは1960年代の高度経済成長期にあらゆる分野で大きく変化してきました。日常生活のレベルの変化は、戦前と戦後の社会の変化よりも大きなものであったのかもしれませんが。

家庭の変化も例外ではないでしょう。それまで多くの家庭は家業を基本とする生産活動の場でした。家業は地域の生産活動に組み込まれていました。そのせいで家庭は地域に開かれており、子どもたちも日常的に地域の人々に見守られて成長していくこ

とができました。

ところが、その後、産業社会が拡がって給与生活者の核家族化が一般化すると、家庭は消費生活の場になりました。その結果、家庭は地域に対して閉鎖的なところになり、子どもたちも地域の人々と接する機会を失うようになりました。

今日では、子どもの養育は、もっぱら親（保護者）が担うものと考えられています。サラリーマンの父親と専業主婦の母親をモデルとした親が子どもを養育するという考え方は、1960年代以降、核家族の増加によって一般化したものです。それ以前には周囲の様々な人々が子どもの養育にかかわっていました。裕福な家庭では養育係を雇っていましたし、普通の家庭では祖父母や兄弟姉妹などの家族の構成員と地域の人々が子どもの面倒をみていたのです。

それがいつの間にか、子どもの養育は親が担うものだという考え方が一般化してきました。しかし、子どもの養育を親だけが担うのは手に余ることです。親といっても実際には母親一人が引き受けることが多いとすれば、母親が「密室育児」に悩まされたり、「児童虐待」に苦しんだりするのは無理もないことではないでしょうか。また、孤立した家庭で育つ子どもは、社会性を身につけるチャンスを失い、学校や社会生活で苦労することになりかねません。

家庭は、どの時代にも問題を抱えてきました。いたずらに昔の家庭を美化するわけにはいきません。しかし、これほど豊かな暮らしが実現したにもかかわらず、なお多くの問題を抱えているとすれば、これまでも増して的確な対応が求められるでしょう。

それでは、どのような対応が考えられるでしょうか。それを整理してみれば以下の二つにまとめることができます。

第一に、親が自分たちの考え方を改めるとともに、親同士が手を結んで助け合うことです。

第二に、これらの動きをすすめるために行政の施策を中心に、社会全体で子育てを支援していくことです。

2. 家庭の教育力を高めるために

第一の点を実現させるには、母親だけでなく、母親と父親が協力して子どもを育て

るようにする必要があります。企業の現状からして、これは容易なことではないでしょうが、子どもを巡る厳しい状況をみれば、悠長なことをいってはいただけません。企業にとっても雇用者の安定した家庭生活は基本的な条件であり、徐々にではありますが、企業の姿勢も変化しつつあります。それを積極的に推し進めていくべきです。

そうはいても、母親と父親が協力して子どもを育てようとするれば、私たちのライフスタイルそのものを問い直さなければならなくなるでしょう。経済的な豊かさとは別に、どのような暮らしを幸せと考えるかが問われるのです。また、ライフスタイルを問い直すとするれば、両親の揃った核家族に限られない、非婚の家族や一人親の家族のような多様な家族を視野に入れて子育てを考えることになるにちがいません。

次に、親同士が手を結んで助け合うことです。個々の親の努力に限界のあることは明らかです。すでに述べたように、親だけで子どもを育てるというのは、これまでになかったことです。孤立した家庭を変えていかないかぎり、家庭の教育力を高めようとしても限界があります。家庭を開いて、あらゆる機会に、いろいろな方法で、親同士が気楽に話し合ったり、親子で一緒に活動したりすることが必要です。

これまでも地域社会では、子ども会をはじめとする地域団体が活発に活動してきましたが、これらの団体の活動は壁に突き当たっています。大胆な発想の転換によって、子育てに苦勞する親に貢献する活動を探ることが求められています。

その一方で、若い母親たちの手によって様々な子育てグループが誕生していることが注目されます。その多くは、気の合った者たちが自由に参加する小集団です。区市町村の範囲のものもありますし、全国的な規模のものもあります。なかには、広く住民を対象とした情報誌を発行したり、インターネットのホームページを開いたりして積極的に交流をすすめている事例もあります。また、これと似た性格の「おやじの会」などの父親の子育てグループも、母親のグループほどではありませんが、各地に誕生しています。

家庭の教育力を高めるためには、このような新旧の団体やグループの活動に期待されるところが大きいといえるでしょう。

3. 子育てネットワークをつくる

第二の点を実現させるには、どうしたらよいのでしょうか。

これまでも、子ども会などの地域団体への行政の支援や、生涯学習援助制度などによる学習グループへの行政の支援が行われてきました。それらを一層充実させるとともに、団体やグループが横につながるネットワークづくりが求められています。

社会全体で子育てを支援するといっても、一挙に実現するものではありません。身近なところから、子育てを支援する仕組みを拡げていく必要があります。団体やグループのネットワークづくりは、そのための糸口です。

これを実現させるために参考となるのが、文部省の「全国子どもプラン」で提案されている「子どもセンター」です。文部省では学校週5日制の完全実施を前にして、子どもや親の様々な活動の情報提供等を行う「子どもセンター」の設置を補助金を交付してすすめています。このセンターは全国各地の動向をみると、上意下達式の行政施策として設置しようとする、かたちだけのものになるおそれがあります。そのような事例のあることは否定できませんが、新しいタイプの子育てグループの誕生の例にみられるように、住民の発意によって開設されるならば、必ず実効性のあるものになるでしょう。また、この「子どもセンター」は既存施設のある一部の空間を活用して機能を発揮するということが可能であり、経費的にも負担が少なくて済みます。

ネットワークづくりについては、家庭・学校・地域のネットワークを主題として、次章で更に検討することにします。

第4章 家庭・学校・地域のネットワークを

1. すべての学校が地域に開かれる意味

かつて小学校や中学校は、子どものための教育施設であるとともに、地域の大人たちが集まる住民利用施設でもありました。学校が地域の文化センターであったということです。

それが、1960年代から70年代に学校は地域社会と切り離されるようになりました。地域社会の変質によって学校を支える地域社会の力が失われたからです。また、この時期には地域の教育力も急速に弱体化しました。その結果として、その後、子どもの

教育はもっぱら学校にゆだねられることになりました。

この点に着目すると、80年代の厳しい学校批判は、子どもの面倒をみるところが学校以外になくなってしまったせいで、学校への期待が過剰になった事実を示したもののよう to 思われます。

いずれにしても、地域の支えがないところで教職員が児童・生徒を指導するのは困難なことです。地域の人々が教師への信頼感を示すことによって、教師は児童・生徒をよりよく指導することができるからです。

今日、住民は教師に不信感をもち、教師は住民に不信感をもっているようにみえます。両者が互いに不信感をもつのは不幸な状況です。教師は勇気をもって学校を住民に開放していく必要があるでしょう。また、住民は学校の運営に積極的に参加していく必要があるでしょう。互いに歩み寄ることによって、地域に開かれた学校づくりをすすめていくのです。

その場合に注意すべきは、学校が先導役になって学校開放をすすめるだけでは限界があるということです。学校の枠組みを不動の前提として、そこに住民の活動を組み込むという発想では、本当に学校を開いていくことにはなりません。かたちだけの学校開放を避けるには、学校は謙虚に住民の意見を聞く必要があります。また、住民は学校を一方的に批判するのではなく、積極的に提案し協力していく必要があります。

このようにして学校と住民が真のパートナーシップによって学校を開く努力を続ければ、その話し合いや試行錯誤が、地域づくりの活動へと展開していくことになるでしょう。そのためには、学校開放とともに、家庭・学校・地域のネットワークづくりが必要とされます。続いて、それを検討することにします。

2. 学校と社会教育館・児童館などの地域施設の連携

これまで地域施設が、地域の子どもたちのために十分なはたらきをしてきたとはいえません。

そもそも戦後の青少年施策は、「青少年健全育成」ということばに象徴されるように、非行対策と団体育成が主な内容でした。青少年施策がこのような限定的なものであったのには理由があります。わざわざ行政施策で取り上げるまでもなく、生活共同体としての地域社会のなかに、子どもや若者を一人前に育てる機能が組み込まれていたからです。

その後、地域社会の役割が弱体化すると、学校に子どもや若者を一人前に育てる役割が期待されました。また企業にも若者を一人前にする役割が期待されてきました。今日では、学校や企業がそのような役割を担うことはむずかしくなっています。この何十年間を振り返ると、およそこのような経過をへて、青少年健全育成の施策の限界がみえてきたのです。

その結果として、今日では、子どもや若者を一人前にする役割を、あらためて地域社会が担わなければならなくなりました。ところが、それにもかかわらず、地域社会の状況は決して楽観できるものではありません。

地域社会の人間関係が希薄になっているなかでは、社会教育館、女性センター、地区センター、児童館などの地域施設に期待される役割は大きいといえるでしょう。しかし、地域施設には幾つかの問題があります。一つは、子どもの利用を想定していないことです。どの地域施設も小・中学生や高校生が独自に利用可能なものにする必要があります。

葛飾区の社会教育館は、他の多くの区市町村とは違って中・高校生の利用が可能であり、評価されますが、施設設備は大人の学習活動を想定したもので、中・高校生の要求に応えるには不十分です。また、児童館は、独自に幼児や小学生の事業を行っており、注目されますが、その一方で中・高校生を想定した事業は少ない状態です。

学校も、地域施設の一つであれば、これらの地域施設との連携が求められます。学校の教育課程で地域施設を利用するとともに、住民が学校に対して地域施設を利用した活動を提案する必要があります。このような活動を通して、家庭・学校・地域のネットワークづくりがすすむのです。

3. 青少年育成地区委員・青少年委員の役割と期待

子ども会育成会に代表される大人の役割は大切なものです。地域の子どもの面倒をみる、このような大人がいるからこそ、人間関係が希薄になったなかでも、子どもは地域社会のなかで成長していくことができるのです。しかし一方で、大人の役割が十分に生かされていない現状も率直に認めなければなりません。

すでに当事者によって指摘されていることですが、活動が例年のスケジュールを消化するだけだったり、大人の親切心から子どもの自主性をそぐものだったりするという問題があります。活動の内容を子どもの関心に応えるものにしたり、活動の方法を

子どもの自主性を尊重するものにしたたりする必要があります。そのためには、大人の見識が必要とされますし、手間もかかるでしょうが、地域の大人の役割の大切さを考えれば、おざなりにすませるわけにはいきません。とりわけ中学生などの年長者の場合、大人が一步引いて、彼らに責任をもたせて自主的な活動を見守るなどの配慮が必要です。この点で、地域の防災活動に中学生の参加を求めた活動の事例などは注目されるものです。

青少年育成地区委員会の役割は、このような大人の活動を活性化させることです。地区委員のなかには日常的に子どもと活動する立場の人もありますし、そうでない立場の人もあります。地区委員会は、このような様々な人々が情報を交換し、知恵を出し合い、子どもの支援の方法を考えるところです。とすれば、名目的な委員はふさわしくありません。子どもに関心をもつ人々が広い範囲にわたって委員に就任する必要があります。この点に留意して委員を選任する例もありますが、まだまだ十分ではありません。最近、地区委員のあいだで活動の見直しが行われていることからみても、子どもの支援を考える協議体としての活動が期待されます。

青少年委員の役割は、個々の地区委員会の範囲を超えて区全体を見渡す立場で子どもの支援について考えることです。この制度は、戦後、東京都が他の道府県に先駆けて発足させたものですが、その後、活動の停滞が繰り返され指摘されてきました。しかし、葛飾区においては、子どもの実態調査をすすめるなど、発足当時の熱気を感じさせるものです。今後とも地区委員会と密な連絡をとって活動するとともに、葛飾区の青少年施策の方向をまとめるなど活動のより一層の展開が期待されます。

4. 地域団体と民生（児童）委員・保護司等の連携・協力

地域には、地区委員や青少年委員のほかにも、民生委員（児童委員）、保護司などの人々が、子どもの面倒をみています。

これまで、これらの人々の組織と青少年育成地区委員会などの地域団体との連携が十分とはいえなかったようにも思います。地域団体との連携をすすめるには、これらの人々がより積極的に地区委員会に参加できるよう配慮していく必要があります。行政の担当部局が異なっていたり、個人のプライバシーを守る義務があるために、青少年育成地区委員や青少年委員とのあいだで十分な交流がすすまないという問題がありますが、地域の子どもの支援をしていくには互いの協力が不可欠です。

次に、これを前提として、民生（児童）委員、保護司などの人々が、多様な地域団体と連携する仕組みをつくる必要があります。

いずれの場合も、問題が起きたときだけではなく、日常的な関係がなければなりません。

行政の課題は、担当部局の壁を超えて、青少年問題に関わる委嘱指導者・委員などが互いに協力し合う体制をつくったり、彼らが多様な地域団体と連携するための支援をすることです。これまでも、このような体制づくりが行われてきましたが、すでに関係者によって指摘されているとおり、形式的な組織づくりに終わる傾向があったように思われます。青少年育成地区委員会の範囲などの身近な地域を基本として、下から積み上げていく支援の方法が求められています。

5. 個人やグループの活動への援助と、ネットワークづくりへの取り組み

家庭・学校・地域のネットワークづくりをすすめるためには、これまでの行政施策の方法を改める必要があります。

第一に、自治会・町会をはじめとする団体に働きかけて、地域の子どもへの関心を喚起するとともに、青少年育成地区委員や青少年委員などの活動の活性化をすすめることです。この点については、すでに述べました。

第二に、これまで行政との関係が疎遠であった、個人やグループの活動に対して積極的な支援を始めることです。

これまでの行政の施策は平等主義の原則の下で主に自治会・町会などの団体に施策の担い手を期待してきました。このような方法は、地域社会が生活共同体であった時期には不可欠のものでしたし、今日なお大きな意味をもっていることに変わりはありませんが、地域社会の変質と住民意識の変化によって、それだけでは十分ではなくなっています。その一方で、自覚的な個人の活動や、子育てグループ、不登校児童・生徒の保護者のグループ、障害児の保護者のグループ、子どもの遊び場の運営グループなどのボランタリーな活動が広がっています。そして、これらの個人・グループは、地域の子どもたちを支援する施策にとって無視することのできないものになっているのです。行政は、より一層積極的に、これらの個人・グループを支援していく必要があります。

第三に、以上の二点を前提として、団体や個人・グループの交流をすすめることが

求められています。

これまで、自治会・町会などの団体と、個人・グループとのあいだには、あまりつながりがありませんでした。それは、それぞれの成立の事情や運営の方法に違いがあったからでしょうが、それだけではなく、交流の機会がないために、お互いに相手のことを知らないでいるからではないでしょうか。とすれば、何よりもまず交流の機会をつくる必要があります。

交流をすすめるための具体的な方法として考えられるのは、集会を開催したり、情報誌を発行したりすることです。

その際、行政主導に頼るよりも、小・中学校区から地区委員会の範囲までの地域で、地域住民が主体的に集会を開催したり、情報誌を発行したりするのがよいでしょう。行政の役割はこのような動きを支援することです。

行政の役割について、もう一步踏み込めば、子どもを支援する多様な活動を援助する様々な方法が考えられます。例えば、行政の支援を希望する団体やグループを広く募り、それらが一堂に会して自分たちの活動を紹介し、それに基づいて行政による援助を決定するといった方法もあります。このような方法によって審査のプロセスを公開すれば、団体やグループの交流がすすむばかりか、個別の活動を超えて区全体の青少年施策の方向を探ることになります。

提 案

(1) (仮称) スクールボランティア制度

職業上の特技や専門的な分野で子どもたちの指導ができる保護者をボランティアとして活用していく制度である。この制度は、保護者が状況に応じて様々な形態で参加できる弾力性をもったものとしたい。ボランティア(保護者)は学校週5日制による休日の活動を中心にしてスタートし、本人の希望があれば休日だけではなく年間を通して参加できるような可能性も考えられる。

学校は年度始めの広報活動その他により希望者を募るなどの役割を担う。保護者、特に父親の参加をえられるものにしたい。

(2) 地域人材活用制度

現在すでに実施されている地域人材活用制度だが、スクールボランティア制度とも連動して位置づけたい。その際、地域住民の特技や指導内容などを一覧表にした名簿や地域のスポーツ・文化活動を実施しているサークル・グループの広域の連合組織などを、地域リーダー名簿、団体名簿等、関係者の情報なども得ながら、十分活用していきたい。

スクールボランティア制度と地域人材活用制度については、区内で組織されている青少年委員、青少年育成地区委員、民生(児童)委員、更にPTA組織などと密接な情報や意見交換をはかり、連携の中で実施するとよい。

(3) (仮称) 学校協議会の設立

すでに学校評議員制度として提起されている内容であるが、評議員という名称が多少選ばれた者という意味合いが感じられるので、協力・協同の意味も含め協議会としたい。協議会の構成は学校ごとの裁量で地域の実情に合わせた人選になると思われるが、当面学校とPTAとの事前の合意が大切である。この協議会委員の人選は協議会の方向性を占う重要な要素であるが、基本的には地域の教育に実践的にかかわる人であることを前提にしたい。

委員への参加は個人参加(公募など)の余地を残しておくが、学校をとりまく地域の組織的なネット・ワークという意味をもつものとしても位置づけたい。

(4) 学校開放のシステムづくり

学校開放のための施設条件の整備は行政が直ちに着手すべき項目である。開かれた学校は、施設条件、学校教職員の協力、地域住民の組織化、開放のための人と物の手当てなどが前提になる。前項の（仮称）学校協議会に学校開放のことについて定例的報告を行い、助言等を受ける。

実施主体は各学校の（仮称）学校開放実行委員会とする。後述の「地域教育担当主任」を中心とするスタッフとスクールボランティアの（仮称）開放協力員との協力で運営される。

施設整備としては、当面无防備な学校を整備して変質者や不審者の出入りが出来ないようにすると同時に地域の人々が利用出来る空間を整備する（PTA事務室や地域子ども会などが利用可能なスペースも整備する）。

(5) PTAの活性化

今日緊急な課題として求められている内容に、これまでの活動をふまえて以下の点で検討を加えることが大切である。これらは現実的な実行段階では、かなりの困難さを伴うものであることが予想されるが、課題の解決に向けての努力が期待される。

- ① 組織の活性化のために全会員参加の話し合いや学校教職員との共同会議などを実施する。
- ② 活動内容の見直しの中で本当に必要な活動をするために、事業内容の精選や行事の前例踏襲の発想を変えていく。
- ③ 学校PTA（保護者・教師）から地域住民の参加も可能な組織にしていく（地域に開かれた「地域PTA」の方向を検討する）。
- ④ PTAと様々な組織団体との連携を図っていく。PTA会則の見直しなど、会員の加入、退会のルールも含め、会員の知恵をあつめて運営スタイルを工夫する。

(6) （仮称）地域担当主任制度の設置

今日、地域活動の中で求められていることは「地域と学校を結ぶ人が必要」ということで、何らかのスタッフが活動することなしに、事態は発展しないと考える。

財政状況により、その実現性についてはどの程度の可能性があるか分からない部分

もあるが、中核になるスタッフとして（仮称）地域担当主任（教員または再雇用職員が地域と学校にかかわる業務を担当する）の設置を提案したい。

（仮称）地域担当主任は現職教員（教員が無理であれば再雇用職員）の中で社会教育、地域活動に関心を持つ人材を、本人の希望を原則として委嘱していくというものである。

地域担当主任はこれからの学校と地域を結ぶ中核の役割をもち「地域の教育に関する一切の総括業務を行う人」として、たいへんだが意義ある業務と位置づけたい。

(7) 情報センター機能の設置の検討

子育てネットワークをすすめるために、住民の発意による子どもや親の活動の情報提供等を行うセンターの設置を検討する。そのための参考になるのが、文部省の「全国子どもプラン」で提案されている「子どもセンター」（補助金交付事業）である。

(8) 地域施設の活用

地区センター、社会教育館、児童館、女性センターなどの地域施設を、青少年の利用しやすいものにする。具体的には、小学生や中・高校生を施設利用者（住民）として位置づけて、彼らのための施設設備を可能な範囲で整える。

(9) 青少年育成地区委員会及び青少年委員の活動の活性化

青少年育成地区委員会と青少年委員の活動の活性化をすすめる。青少年育成地区委員会においては、現在その「あり方」の協議が各地区の代表によって行われているが、今後とも地区委員会の委員の選出方法の改善や、協議団体にふさわしい活動内容の検討を支援する。

また、青少年委員が青少年育成地区委員会と密に連絡をとれるようにするとともに、葛飾区全体の青少年施策について提案をまとめるなどの活動を支援する。

(10) 地域団体と、民生（児童）委員、保護司等との連携・協力

青少年育成地区委員会と地域レベルで、民生（児童）委員、保護司等とのあいだの連携・協力をすすめる。その場合、形式的なものにならないように、小・中学校区か

ら区内に19の青少年育成地区委員会の範囲までの地域を基本に、協力がすすむように支援する。

(11) 個人やグループの活動への援助

地域団体とともに、これまで行政と縁遠かった個人やグループが行う子育てに関係した活動等への行政の援助の方法を工夫する。これには、公開の場において、団体やグループが自分たちの活動の意義を紹介し、第三者がそれを評価して援助を決めるなどの方法が考えられる。

おわりに

本答申の意味について改めて述べておきたいと思います。この答申はお読みいただいた方にはおわかりのように、一般的な答申文と多少異なる内容が記述されています。

ひとつは、本答申作成の時期に日本の社会に次々に起きた深刻な青少年犯罪の発生と重なったことです。私達の間で、「日本の将来はどうなるのか。」「これまでの教育のあり方を大きく変えていく必要があるのでは。」というようなやりとりが交わされました。

このような思いで作成した答申文は、従来の標準的な答申文より一步ふみ込んだ内容になっています。しかし、これらの提起が様々な人々の話し合いのための課題提起になればどの思いで作られたものであることを理解していただきたいと思います。

葛飾区ではすでに本年（12年）3月に生涯学習推進協議会から「21世紀にむけた葛飾の生涯学習を考える－青少年の居場所の整備と区民の学びを振興するために－（報告・提言）」が出されています。

また、第1期の社会教育委員の会議では「学校と地域の新たな連携と地域指導者のあり方について－地域スポーツの発展につながる中学校の運動部活動の振興のために－（助言）」も出されています。

これらの報告・助言は共に具体的な施策としての提言で、今日、必要とされる施策

(考え方) や方針の内容として貴重なものであります。今回の答申は、これらの提言をふまえて(それらの内容を含めて) 総体として提起したものです。

次に、一步ふみ込むための理解として、これまでの視点を生涯学習の実践という立場で、世界的な状況の中で提起されている理念的なものに広げて理解することに努めました。例えば、環境問題解決のための世界的な視点、すなわち「地球的規模で考え、地域で行動する」という考えを、地域における教育活動の中で位置づけてみたのです。

この答申ではこれまで社会教育の分野でかなり一般的で原理的なもの、人名などを引用しています。これらの言葉にはじめて出会った人にも理解しやすいように、本文とは別に資料(補足)として各項目の解説をしています。

最後に行政への期待と区民へのよびかけの二点を述べたいと思います。

〈行政への期待〉

- (1) これまでの審議会の答申・助言などに対して行政がどこまで取り組んだのか、またそれがどうして取り組めなかったかを明らかにすることが大切だと思います。答申・助言は一方通行ではなく、出された後の意見交換や交流の中で新しい理解や進んだ取り組みが生み出されてくるのだと考えます。
- (2) 近年、国や地方自治体の財政危機や破綻が言われ、また昨年の地方自治法の改正により地方分権の流れが更に強まる状況にあります。このことは、一面では地方自治体の深刻な財政事情がある反面、区の独自施策が可能な時代になってきたというようにも考えられます。
どのような状況であれ、私たちは今必要な財政的な手当てはするという決意を行政は持ってほしいと思います。それらは行政施策の優先順位という理解より、現状で最も必要な課題の解決という発想で取り組んでいただきたいのです。
- (3) 財政的な措置という点では、従来型の公平原則に照らした、まんべんなくということより、地域の多様な実態に対応し、取り組みが更に進展するための援助という視点を貫いてほしいのです。地域の多様で個性的な実態がつくられる中で、区としての総合的な施策が実施されることが望まれます。

〈区民の皆さんへ〉

昨年から本年にかけて深刻な青少年犯罪が続いています。そして、そのことが更に深刻なのは、それらがこれから増えこそすれ減ることが予想できないことと、質的にも心配な事態が考えられることです。また、それらに対応するように大人の社会の腐敗・墮落は青少年犯罪同様、社会のあらゆる部分で（従来は起こるはずのないと考えられている部分でも）進行していると考えざるを得ないことです。

私たちは、このような状況の中で教育の再生が家庭で学校で地域で行われることが必要であると考えています。そのことは、これまで取り組まれている地道な活動を家庭・学校・地域のネットワークの中で改めて位置づけるということです。

私たちが限られた時間のなかで区内の地域（施設）から学んだことは、区内には実に様々なすばらしい活動が進められていることです。

「まだ間に合う、これらの人々が横に手をつなげば、深刻な状況も克服できるのでは。」との思いが、この答申文全体に流れています。

地域の文化的な質や大人のすばらしさは、地域の伝統を維持し、発展させる力によって、支えられています。そして、それは地域に住む大人と子どもとの間の豊かな人間関係によってつくり出されるのだと思います。私たちは、今、21世紀の入り口に立っています。後数ヶ月で新しい世紀の区切りの年が始まろうとしています。（明るく生き生きと、すべての人が希望を持って生きていけることを願って……）

「つねに未来の7世代のことを考えて生きていくことである。たえずこう問い続けることである。自分の行動は自分の子どもの子ども、そのまた子どもにどんな影響を及ぼすのか。」（北米の先住民族アベナキ族のジョセフ・ブルチャック氏、インター・プレス・サービス編 清水知久訳「先住民族—地球環境の危機を語る」から）

資料編

補足1 2ページ 9行目～ P. ラングラン (Lengrand, P)

ユネスコの成人教育部門の責任者として、生涯教育の理論の構築と普及に貢献した。特に1965年のパリで行われたユネスコの成人教育国際会議の議長としての基調報告の中で「生涯教育」が明確な理念として世界的に提唱された。ラングランの提起は、フランス語で「永続的な教育」とされたが、その後ユネスコにおいて半ば公式的に英語で Lifelong integrated education (生涯にわたる統合された教育) と表現された。当時、会議に参加した波多野完治氏は、日本に帰国後、この提起をかなりくわしく解説し、更にラングランの論文を訳出し関係者に配布した。

統合された教育については、ふたつの軸として考えられ、時間的(歴史的)な統合(ライフタイム)と空間的統合(ライフワイド)と考えられている。

その後我が国では1981年(昭和56年)に中央教育審議会答申として「生涯教育について」が出され、我が国の文教施策として中核的な概念として位置づけられた。

その後、1984年(昭和59年)以降の臨時教育審議会の4次にわたる答申の中で学習者個々の立場を重視する意味で教育を学習に変え、生涯学習という概念として位置づいている。(生涯教育という場合は教育のシステムとして用いられるように理解されている)

資料① ポール・ラングラン著 波多野完治訳

『生涯教育入門』(1971年)全日本社会教育連合会 刊

資料② 波多野完治著

『生涯教育論』(1972年)小学館創造選書 刊

補足2 2ページ 21行目～ P. フレイレ (Freire, P)

ブラジル生まれの教育学者、同時に成人識字教育の実践家。1946年から54年までの8年間、ブラジルのベルナンプロ州の社会事業団の「教育文化局」の顧問(のちに局長)として働きながら、民衆との対話を通じて独自の教育学をつくりあげた。1960年代の初頭から「民衆文化運動」を組織し、識字運動を展開する。後にブラジル教育省はフレイレの方法を採用しながら識字キャンペーンを展開する。その後フレイレはチリに亡命し、1969年チリを離れアメリカに渡り、ハーバード大学の「教育開発研究センター」の客員教授、「開発・社会変容研究センター」の研究員として迎えられた。その後、1970年ジュネーブの「世界教育協議会」の教育局特別顧問に就任し、活動の場をアフリカへと移していく。

資料③ パウロ・フレイレ著 小沢有作、楠原彰、柿沼秀雄、伊藤周 訳

『被抑圧者の教育学』(1979年)亜紀書房 刊

資料④ パウロ・フレイレ著 里見実、楠原彰、桧垣良子 訳

『伝達か対話か—関係変革の教育学—』亜紀書房 刊

補足3 17ページ 25行目～ E. ジェルピ (Gelpi, E)

イタリアのミラノ生まれでミラノ大学で歴史学と哲学を学び、憲法の研究で法学博士の学位を取得する。後にアメリカのコロンビア大学で成人教育を研究し博士号を取得する。1972年にユネスコの本部（パリ）の生涯教育部門の責任者として、P・ラングランの後継者として就任し、幅広い精力的な活動を展開した。マンチェスター大学のR・ラドック教授は「なぜジェルピなのか」という論文の中で、彼を次のように紹介している。

「1970年代の成人教育をふくむ教育の論議の中で、もっとも頻繁に引用された著者は、パウロ・フレイレとイヴァン・イリッチ（「脱学校の社会」東洋、小澤周三訳 現代社会科学叢書）であった。しかし、1980年には、第3の名がこれにつけ加えられなければならない。それはエットーレ・ジェルピである。」

資料⑤ エットーレ・ジェルピ著 前平泰志 訳 「生涯教育—抑圧と解放の弁証法」現代社会科学叢書 東京創元社 刊

「自己決定学習 (Self directed learning) について、成人の学習方式として提起した者としては、アメリカのマルカム・ノールズ (Malcom Knowles) と考えられる。彼は「発達した成人」の特性あるいは要件として「自律的な人格 (Self-directed personality)」という概念をはやくから示していた。（「生涯学習の理論」宮坂広作著 明石書店 刊）

資料1 臨時教育審議会第三次答申（重要と思われる内容は、次のとおり）

- ① 従来言われてきた「開かれた学校」は、学校施設の地域社会への開放というような比較的狭義の意味でとらえられがちであった。しかし、これからの「開かれた学校」のあり方は、単なる学校施設の開放という範囲を超えて、学校施設の社会教育事業等への開放、学校の管理・運営への地域・保護者の意見の反映等をはじめとする開かれた学校経営への努力、学校のインテリジェント化の推進など学校と他の教育・研究・スポーツ施設との連携、自然教室・自然学校等との教育ネットワーク、国際的に開かれた学校などへと、より広く発展するものと考えられる。学校の管理・運営についてもこうした「開かれた学校」にふさわしいあり方が模索されなければならない。
- ② 公立の小学校、中学校、高等学校等の施設は、地域社会の共同の財産であり、その施設が開いている場合、これらの施設を可能な限り社会教育事業等のために活用することを一層積極的に推進する。このため学校、教育委員会は、これらの施設の時間帯別、目的機能別の効率的な利用が円滑に行われるよう、積極的に創意工夫を行う。また、学校がその他の教育文化施設と有機的な関係を有しながら発展をすることができるよう、地域の教育機関全体の効率的なネットワークの形成を図る。
- ③ 学校・家庭・地域社会は、児童・生徒の立場を中心としてその責務と役割を果たすため、本来の機能の充実を図ると共に、有機的提携、相互協力に努力する必要がある。このため、学校は、教育方針等について、保護者に積極的に説明するなど十

分な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努めるなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない。

- ④ 生涯学習・生涯スポーツの推進に対応するには、学校施設も含めて地域社会の教育・研究・文化・スポーツの施設を共同の財産として有機的に活用することが必要である。このため、第一章で述べたように地域の状況や施設の状況に応じてインテリジェント化を進め、学校についても住民の活用できる範囲と活用時間の拡大をはかる。

資料2 葛飾区実施計画（平成12年2月）生涯学習関連項目一覧

1. 生涯学習推進体制の整備
 - 1 生涯学習推進体制の充実
 - (1)生涯学習推進協議会の運営の充実
 - (2)教育機関、民間団体等との連携・協力
 2. 学校教育の充実（略）
 3. 学校と地域・家庭との連携
 - 1 地域に開かれた学校づくりの推進
 - (1)公開講座の実施
 - (2)余裕教室の有効活用に向けた施設整備
 - (3)施設開放の拡充
 - 2 地域、家庭の教育力の向上と支援
 - (1)教育相談事業の拡充
 - (2)「子育て懇談会」の開催の奨励
 - (3)子ども会活動の活性化への支援
 - (4)地方都市青少年交流事業
 - (5)青少年育成関係団体への支援
 - (6)幼児教育、家庭教育の相談体制の充実
 - (7)親子を対象とした事業の実施
4. 社会教育活動の推進
 - 1 生涯学習関連施設の整備・運営
 - (1)生涯学習関連施設・事業・情報のネットワーク化
 - (2)葛飾図書館の整備
 - (3)地区図書館の整備
 - (4)公共施設の有効活用の促進
 - 2 学習情報の提供及び相談体制の整備
 - (1)生涯学習人材バンクの活用
 - (2)学習情報の提供と充実
 - (3)ニューメディアの活用の検討

3 社会教育団体・指導者等への援助

- (1)指導者の養成
- (2)グループ・サークルへの援助
- (3)地域団体のネットワーク化への支援
- (4)生涯学習援助制度の実施

4 学習機会の充実

- (1)学習事業の体系化
- (2)ライフステージに対応した学習事業の実施
- (3)プラネタリウム事業の推進
- (4)移動博物館等の実施
- (5)参加型博物館事業の推進
- (6)博物館ボランティアの推進

なお、実施計画の中で財政事情等の関係で計画を先送りしている事業は「（仮称）青少年・まなび・フォーラムの建設」「博物館常設展示の展示替」の2事業である。

資料3 「学習権」宣言（1985年・パリ第4回ユネスコ国際成人教育会議採択）

学習権を承認するか否かは、いまやかつてないほどに、人類にとって主要な課題となっている。学習権とは、

- 読み、書く権利であり、
- 質問し、分析する権利であり、
- 想像し、創造する権利であり、
- 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
- 教育の手だてを得る権利であり、
- 個人および集団の力量を発達させる権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権はきたるべき日のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生存という問題が解決されたあとに生じる権利ではない。

それは、基本的ニーズが満たされたあとにとりあげられるものではない。

学習権は、人類の生存にとって不可欠な道具である。

もし、世界の諸人民が、食糧生産やその他人間に不可欠なニーズを自給自足できることをわれわれが望むならば、世界の諸人民は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、よりよい健康を享受しようとするならば、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、われわれが戦争を避けようとするならば、平和のうちに生きることを学び、互いに理解し合うことを学ばなければならない。

「学習」はキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はいりえない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の進歩もなく、そして実際学習

条件の改革もないであろう。

この権利なしには、都市や農村における労働者の生活水準の改善もないであろう。

端的に言えば、学習権は、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、われわれがなしうる最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権は経済発展のたんなる手段ではない。それは基本的権利の一つとして認められなければならない。学習行為は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人間行為を、出来事のなすがままにされる客体から、自分自身の歴史を創造する主体に変えていくものである。

それは基本的人権であり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されえない。すなわち、男性、工業国、有産階級、もしくは学校教育を受けるほど十分幸運な青年たちだけの排他的特権であってはならない。本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を実施し、すべての者が効果的にそれを行使するのに必要な条件をつくるように要望する。そのためには、必要とされる人的・物的資源を利用可能にし、かつ教育制度をより公正な方向で再検討し、最後にさまざまな地域で成果をあげている方策を参考とすることが必要である。

われわれは、政府・非政府双方のあらゆる組織が、国連、ユネスコ、及びその他の専門機関と協力して世界的規模でこの権利を促進する活動をすすめることを切望する。

エルシノア、モントリオール、東京、パリと続いたユネスコ会議で、成人教育の偉大な進歩が記録されたにもかかわらず、一方には問題の規模の大きさと複雑さがあり、他方には適切な解決策を見出す個人および集団の力量の問題があり、そのへだたりはせばめられてはいない。

1985年3月、ユネスコ本部で開かれた第4回国際成人教育会議は、現代の問題のスケールの大きさにもかかわらず、いやむしろそれだからこそ、これまでの会議で行われたアピールをくり返し述べて、あらゆる国に次のことを要請する。すべての国は、成人教育の諸活動を協力かつ明確に発展させるために、断固とした想像力豊かな努力を行うべきである。そのことによって、女性も男性も、個人としても集団としても、その目的や要件や実施上の手続きを自ら将来選択するであろう成人教育の発展のタイプに必要な、教育的・文化的・科学的・技術的蓄積を、わがものとなしうるのである。

この会議は女性と女性団体が貢献してきた人間諸関係を追及するエネルギーと方向づけを承認し賞讃する。その独自の経験と方法は、平和や男女間の平等のような人類の未来にかかわる基本的問題の核心をなすものである。こういう事情ゆえに、成人教育の発展およびより人間的な社会をもたらす諸計画に女性が参加することは、ぜひとも必要なことである。

人類の将来がどうなるかを誰が決めるのであろうか。これはすべての政府・非政府組織、個人および集団が直面している問題である。これはまた、成人教育に従事している女性および男性が、そして、個人から集団まで人類全体に及ぶすべての人々が自己及び自分自身の運命をコントロールできるようにと努力している女性と男性が、直面している問題である。（出典：国際教育法研究会編『教育条約集』1987年 三省堂）

「2002年の学校週5日制完全実施と地域」調査

●調査の目的

葛飾区社会教育委員の会議は、このたび葛飾区教育委員会より「2002年の学校週5日制完全実施と地域」にかかわる諮問（社会教育行政に対し意見を求めること）を受けました。

この諮問を受けて、学校の完全週5日制と地域とのかかわりを検討していくために、地域の青少年に関わるあらゆる団体、関係機関の代表で組織されている青少年育成地区委員会の委員の皆様を対象に調査をさせていただくことになりました。

この調査は、学校週5日制と地域活動に関する諮問の協議、及び答申に反映するため行うことを目的に、主として教員的に処理するものであり、お答えいただいた方にご迷惑をおかけすることはありません。ご協力をよろしく願います。

●調査対象・期間

区内19地区にある青少年育成地区委員会の委員とし、6月～7月に開かれる定例の会議等に出席した委員を調査対象とする。1地区20名以上。

●調査方法

平成11年6月10日の青少年育成地区委員会会長会において、調査への協力依頼を行う。了解をいただいた後、地区別に開催される定例会等で調査用紙を配付、その場で記入、回収していただく。

●調査協力員

青少年育成地区委員のなかで、調査活動の経験のある青少年委員、もしくはその方にかかわる地区委員1名を推薦いただき、その方に地区の調査用紙の回収、集計作業の協力をお願いする。

●調査主体

葛飾区社会教育委員の会議（坂巻 久議長）
社会教育法第15条により設置し、9名で構成。（学識経験者3名、
学校長2名、社会教育関係団体代表4名）

●事務局

葛飾区教育委員会 生涯学習課 ☎3695-1111 内2733

■記入されるあなたご自身のことについて、おききます。あてはまるものに、○印をつけてください。

(1) あなたの性別と年齢をおたずねします。

○性別 ①男 ②女

○年齢 ①20代 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代 ⑥70代

(2) あなたのお仕事についておたずねします。

①会社員 ②公務員 ③自営業 ④団体職員 ⑤自由業 ⑥パート勤務
⑦専業主婦 ⑧その他（ ） ⑨無職

(3) あなたの地区委員会（1期2年）の活動歴はどのくらいですか。

①1期目 ②2期目 ③3期目 ④4期目 ⑤5期目 ⑥6期目以上

(4) あなたの選出母体はどちらですか。

①自治町会 ②PTA ③子ども会・青少年団体 ④体育指導委員
⑤青少年委員 ⑥保護司 ⑦民生・児童委員 ⑧主任児童委員
⑨学校 ⑩必要と認められたもの ⑪その他（ ）

■設問

1. 平成4年から土曜日の学校週5日制が開始され、現在月-2回の土曜日が休日となっていますが、2002（平成14）年からは完全実施されます。

学校が毎週土曜日に休日となる完全実施について、あなたはどのようにお考えですか。該当するものの番号1つに○印をつけてください。

- (1) 賛成
(2) どちらかという賛成
(3) どちらかという反対
(4) 反対
(5) その他（ ）

2. 学校週5日制による休日の過ごし方について、区では児童館や社会教育館等で催しものを実施していますが、身近な地域のPTAや青少年育成地区委員会等でも児童・生徒が参加できるような活動を行うことが大切だという考えがあります。

また、家族での閉らんが重要だという意見もあります。子どもたちの休日や日曜日の休日の過ごし方について、あなたはどのようにことが大切だと思えますか。特に大切だと思ふものの番号、3つ以内に○印をつけてください。

- (1) 子どもの自主的な仲間集団での遊び、スポーツ、自然との接触など
(2) 児童館、社会教育館など、区が行う催し
(3) 子どもたちが自由におしゃべり等のできる、場の提供や居場所づくり

- (4) 地域の大人たちが中心になって行う行事や活動
- (5) 教師や大人の指導するクラブ活動、団体活動
- (6) 民間のスपोर्टスクラブや習い事（教室）
- (7) 家族での同らんやスポーツ、家族旅行など
- (8) 特に何もしくなくともよい
- (9) その他（ ）

3. 2002年に学校の週5日制が完全実施され、増えた土曜日や日曜日の休日に、地域が子どもを対象にした活動を行うことについて、あなたはどのように思いますか。

- (1) 必要があると思う
- (2) 少しあると思う
- (3) あまり行う必要はない。
- (4) 行う必要はない。
- (5) その他（ ）

4. 2002年に学校の週5日制が完全実施され、もし育成地区委員会が中心となって子どもを対象にした行事や活動を新たに始めるとしたら、あなたはどう思いますか。

- (1) 休日が増えるのだから、行事が増えるのは賛成
- (2) 休日が増えるのだから、行事が増えるのは仕方ない
- (3) 休日が増えても、これ以上行事を増やすことに疑問
- (4) 休日が増えても、これ以上行事を増やすことには反対
- (5) その他（ ）

5. 前の4の質問で③・④「これ以上行事を増やすことに疑問」「反対」とお答えの方におたずねします。
 今までの育成地区委員会の行事や活動を見直したり、再編成して、行事を増やさずに新たな活動をはじめるとしたら、あなたはどう思いますか。

- (1) 協力したいと思う
- (2) できるだけ協力したいと思う
- (3) 協力したい気持ちはあるが、あまり協力できないと思う。
- (4) 協力できない
- (5) その他（ ）

6. 前の5の質問で③・④「あまり協力できない」「協力できない」と回答された方は、その理由であてはまるものの番号、2つ以内に○印をつけてください。

- (1) 仕事と家庭、地域活動を両立できないから
- (2) 仕事が忙しいから
- (3) 妻（夫）や家族の理解、協力が得られそうもないから
- (4) 地域活動に疑問を感じるから
- (5) 地域の人間関係に問題があるから
- (6) 協力したいという気持ちにならなかったから
- (7) その他（ ）

7. 子どもの自主性、主体性を育てるためには、地域活動においても、子どもの参画が重要だという意見があります。あなたは、現状では次のどのようなことが大切だと思いますか。

- (1) 大人からの依頼に応じて、子どもが活動に参加していただくこと
- (2) 大人が主導だが、子どもの意見をきく機会のある活動
- (3) 大人が主導だが、その意思決定に子どもが参画している活動
- (4) 大人の配慮のもとでの子ども主導の活動
- (5) 子ども主導の活動に大人が巻き込まれるように活動すること
- (6) その他（ ）

8. 青少年育成地区委員として、子どものことや学校の週5日制に関することで、お考えがありましたらご記入ください。（自由記述）

ご協力ありがとうございました

● P T A 会員対象 / 調査用紙

■ 記入されるあなたご自身のことについて、お聞きします。あてはまるものに、○印をつけてください。

- (1) あなたの性別と年齢をおたずねします。
 ◎性別 ① 男 ② 女
 ◎年齢 ① 20代 ② 30代 ③ 40代 ④ 50代 ⑤ 60代
- (2) あなたのお仕事についておたずねします。
 ① 会社員 ② 公務員 ③ 自営業 ④ 団体職員 ⑤ 自由業
 ⑥ パート勤務 ⑦ 専業主婦 ⑧ その他 () ⑨ 無職
- (3) あなたは今、P T A の役員や部員をしていますか
 ① 役員または部 (委員会) の部長、副部长になっている
 ② 部 (委) 員になっている
 ③ 一般の会員である
- (4) この学校に在籍するあなたのお子さんは何年生ですか。
 (. . .) 年生

■ 設問

1. 平成14年から土曜日の学校週5日制が開始され、現在月2回の土曜日が休日となっていますが、2002年(平成14年)からは完全実施されます。
学校が毎週土曜日に休日となる完全実施について、あなたはどのようにお考えですか。 該当するものの番号1つに○印をつけてください。

- (1) 賛成
 (2) どちらかというと賛成
 (3) どちらかというと反対
 (4) 反対
 (5) その他 ()

2. 学校週5日制による休日の過ごし方について、区では児童館や社会教育館等で開催を実施していますが、身近な地域のP T A や青少年育成地区委

員等でも児童・生徒が参加できるように活動を行うことが大切だという考えがあります。

また、家族での団らんが重要だという意見もあります。子どもたちの土曜日や日曜日の休日の過ごし方について、あなたはどのようにことが大切だと思いますか。特に大切だと思うものの番号、3つ以内に○印をつけてください。

- (1) 子どもの自主的な仲間探訪での遊び、スポーツ、自然との接触など
 (2) 児童館、社会教育館など、区が行う催し
 (3) 子どもたちが自由におしゃべり等のできる、場の提供や居場所づくり
 (4) 地域の大人たちが中心になって行う行事や活動
 (5) 教師や大人の指導するクラブ活動、団休活動
 (6) 民間のスポーツクラブや習い事 (教室)
 (7) 家族での団らんやスポーツ、家族旅行など
 (8) 特に何もなくてもよい
 (9) その他 ()

3. 2002年に学校の週5日制が完全実施され、増えた土曜日や日曜日の休日に、地域が子どもを対象にした活動を行うことについて、あなたはどのように思いますか。 該当するものの番号1つに○印をつけてください。

- (1) 必要があると思う
 (2) 少しあると思う
 (3) あまり行う必要はない。
 (4) 行う必要はない。
 (5) その他 ()

4. P T A の会員として、子どものことや学校の週5日制に関することで、ご意見がありましたらご記入ください。(自由記述)

ご協力ありがとうございました

「2002年の学校週5日制完全実施と地域」調査のまとめ

●調査対象

- (1) 区立小・中学校PTA連合会長在籍校のPTA会員
高砂小学校273名
小松中学校288名 合計561名
- (2) 青少年育成地区委員会19地区 1地区20名以上。

●調査期間 平成11年7月

●回収結果

高砂小学校273名中 回収215 (回収率65,3%)
小松中学校288名中 回収188 (回収率78,8%)
合計 403 (回収率71,8%)

青少年育成地区委員会19地区 計560名

●設問内容 (別紙)

PTA会員に対しては青少年育成地区委員対象の調査設問内容のうち、設問1・2・3・8についてのみ調査した。

■「学校週5日制完全実施」についての傾向

青少年育成地区委員会 賛成60% (賛成30%、やや賛成30%) 反対38% (反対8%、やや反対30%)

賛成が60%を占め、明確に反対という数値は8%と少ない。

PTA 賛成48% (賛成24%、やや賛成24%) 反対49% (反対34%、やや反対15%)

明確に反対という意見が34%ある。全体的には賛成、反対がほぼ同数値である。

参考「葛飾区青少年委員会調査 (99年 6月) の同様の設問」

中学2年生(326名) 賛成87% (賛成69%、やや賛成18%) 反対9% (反対3%、やや反対6%)
--

賛成が全体の90%近くを占めている。反対の意見は9%となっている。

「2020年学校週5日制完全実施と地域」調査 集計図表

設問1 5日制の完全実施について

賛成	30%	やや賛成	29.5%	やや反対	29.8%	反対	8.4%	他	
----	-----	------	-------	------	-------	----	------	---	--

育成地区委員

無回答

賛成	24.4%	やや賛成	23.6%	やや反対	33.6%	反対	14.7%	他	
----	-------	------	-------	------	-------	----	-------	---	--

PTA会員

設問7 地域活動を通して子どもの自主性を育てる参画の方法について

大人の配慮のもとでの子ども主導の活動	41%	大人主導がその意思決定に子どもが参画	21.3%	大人主導が子ども	20.2%	他	0.5%
--------------------	-----	--------------------	-------	----------	-------	---	------

子ども主導の活動に大人が巻き込まれる

設問2 休日の過ごし方について (複数回答)

子どもの自由な遊び、スポーツ等	27.6%	家族の団らん	21.8%	子どもが自由に使える場の提供	19.7%	クラブ活動・団体活動	9.7%	地域の行事	8.6%	区の催し	5.9%	他	2.5%
-----------------	-------	--------	-------	----------------	-------	------------	------	-------	------	------	------	---	------

民間の習い事(教室)

育成地区委員

何もよくない

子どもの自由な遊び、スポーツ等	26.3%	家族の団らん	25.1%	子どもが自由に使える場の提供	18.6%	クラブ活動・団体活動	10.3%	地域の行事	7.8%	区の催し	3.8%	他	3.8%
-----------------	-------	--------	-------	----------------	-------	------------	-------	-------	------	------	------	---	------

PTA会員

地域の行事 民間の習い事(教室)

設問3 5日制が完全実施された時、地域が活動を行うことについて

必要ある	40.7%	少し必要ある	37.3%	あまり必要ない	14.5%	必要ない他	3.4%
------	-------	--------	-------	---------	-------	-------	------

育成地区委員

必要ある	28.1%	少し必要ある	38.3%	あまり必要ない	20.4%	必要ない	8.7%
------	-------	--------	-------	---------	-------	------	------

PTA会員

設問4 5日制が完全実施された時、育成地区委員会が新たな活動を行うことについて

賛成	12.7%	仕方ない	36.3%	疑問に思う	40.5%	反対	7.1%
----	-------	------	-------	-------	-------	----	------

設問6 設問5で、「あまり協力ができない・協力ができない」と回答された方々のその理由

家族の協力が得られていない

仕事・家庭との両立が無理	33%	仕事が多忙	28%	活動に時間	9%	その他	12%
--------------	-----	-------	-----	-------	----	-----	-----

地域の人間関係

協力したい	27%	できるだけ協力したい	49.4%	あまり協力できない	21%	協力できない	15%
-------	-----	------------	-------	-----------	-----	--------	-----

設問5 前の設問で「疑問に思う・反対」の方が、地区委員会がその活動を見直して行事を増やさず新たな活動を行うことについて

第2期 葛飾区社会教育委員の会議 審議経過

回数	開催年月日	審議経過
第1回	(平成) 10. 7. 6 (月)	「委嘱状交付」「議長・副議長の選出」 青少年委員会「子どもの『遊び場・居場所』調査」結果の説明。 審議「社会教育関係団体への補助金の交付について」
第2回	10. 9. 4 (金)	教育長より社会教育委員の会議へ「諮問」される。 久田委員より話題提供「生涯学習について」の後、意見交換。 協議「諮問について－答申の協議日程の確認ほか」
第3回	10. 11. 5 (木)	丸山委員より話題提供「生涯学習における個人の意識革命」の後、意見交換。 坂巻議長、坂、丸山、二葉各委員より「関東甲信越静社会教育研究大会」参加報告。 協議「諮問について－意見交換」 資料「生涯学習審議会10.9.17 答申より」「臨時教育審議会第2次答申－抜粋」「学校5日制について－の保護者アンケート」
第4回	11. 1. 7 (木)	協議 (1)「子どもたちの『生きる力』について」(2)「答申策定について」(3)「答申策定と調査活動について」 資料「第2期社会教育委員の会議が行う調査について(案)」
第5回	11. 3. 16 (火)	協議(1)「学校週5日制にともなう学校教育、社会教育のとりくみについて－報告」(2)「社会教育委員の会議が行う調査活動について」(3)「調査・答申グループの編成について」 資料「学校週5日制対応の社会教育館(鯉・鯉・鯉)事業」
第6回	11. 5. 27 (木)	「委嘱状交付」－板倉前委員の後任として前田委員就任－ 審議「社会教育関係団体への補助金の交付について」 協議「社会教育委員の会議が行う調査活動について」 資料「2002年の学校完全週5日制と地域－調査(最終案)」
第7回	11. 7. 27 (火)	協議(1)「調査活動について」－中間報告(2)「諮問について－基本的視点の確認、起草・調査各グループによる協議」 資料「調査(青少年育成地区委員用、小・中PTA用)」 「調査集計表・グラフ・自由記述－中間集計」
第8回	11. 9. 9 (木)	協議(1)「調査活動について」(2)「諮問について－起草・調査各グループによる協議、全体協議」 資料「調査集計表・グラフ・自由記述－最終集計」「文部省－地域で育てよう緊急3ヶ年戦略(全国子どもプラン)－骨子案」
第9回	11. 11. 4 (木)	協議「諮問について－起草各委員より提出の骨子案による協議ほか」 資料「起草グループ各委員より提出の骨子案」 「区における青少年にかかわる調査・報告、計画一覧」「葛飾区青少年委員会調査環境部提供－中学生の意識調査」
調査 第10回	11. 12. 2 (木)	施設視察「堀切の自由広場、堀切二丁目公園、亀有社会教育館」その後協議「諮問について－社会教育館及び区内各施設の青少年向け利用について、起草各委員より提出の骨子案ほか」

回数	開催年月日	審議経過
起草 第11回	12. 1. 7 (金)	起草委員による協議「諮問について一答申構成(案)第1回」
第12回	12. 1. 13 (木)	協議「諮問について一答申構成案(坂巻第1次素案)、答申作成の方法ほか」 資料「答申構成案-坂巻第1次素案と前回の議論を手がかりにして-」
起草 第13回	12. 2. 10 (木)	起草委員による協議「答申構成(案)第2回」 資料「答申構成案-坂巻第1次素案と前回の議論を手がかりにして-」
第14回	12. 2. 24 (木)	NHK番組鑑賞「学校を基地にまちづくり」(ビデオ) 協議「諮問について一答申構成(案)」 資料「答申構成案-坂巻第1次素案と前回の議論を手がかりにして-」 新聞記事「学校評議員制度」「学校をお父さんの居場所に」「お父さん学校へ行こう」「私立中 9年ぶり受験生増」
起草 第15回	12. 3. 7 (火)	起草委員による協議「答申構成(案)第3回」 資料「答申構成案-坂巻第1次素案と前回の議論を手がかりにして-」
第16回	12. 4. 27 (木)	協議「諮問について一答申構成(案)」 資料「答申案原稿-坂巻議長・久田委員作成」
起草 第17回	12. 5. 8 (月)	起草委員による協議「諮問について一答申(案)作成」 資料「答申案原稿-坂巻議長・久田委員作成」
第18回	12. 5. 25 (木)	最終協議「諮問について一答申(案)」
起草 まとめ 第19回	12. 5. 29 (木)	起草委員による最終調整「諮問について一答申(案)」

第 2 期 葛飾区社会教育委員名簿

氏 名	現 職 等	区 分	備 考
加 藤 明紀夫	葛飾区立小松小学校校長	学 校 長	
板 倉 東 雄	葛飾区立立石中学校校長	学 校 長	10.6.1-11.3.31
前 田 武 男	葛飾区立立石中学校校長	学 校 長	起草委員 11.4.1-12.5.31
岡 田 明 夫	青少年育成堀切地区委員会会長	社会教育関係団体	
○酒 井 榮 一	葛飾区体育協会理事長	社会教育関係団体	
坂 敏 一	葛飾区立中学校PTA連合会会長	社会教育関係団体	
二 葉 節 子	葛飾区青少年委員会会長	社会教育関係団体	
◎坂 卷 久	創価大学講師	学識経験者	起草委員
久 田 邦 明	神奈川大学講師	学識経験者	起草委員
丸 山 久美子	聖学院大学教授	学識経験者	起草委員

※注 氏名の前の ◎印は 議 長、 ○印は 副議長

※注 委員の任期は2年。

※起草委員の協議に参加した事務局職員 指導室長、指導主事
生涯学習課長、生涯学習係長
社会教育主事

.....

学校の週5日制完全実施に向け、地域社会での休日の過ごし方
とおして子どもたちがゆとりのなかで生きる力をはぐくみ成長し、
主体的に生きていくために家庭や地域社会が果たす役割、及びその
ために区のとるべき方策について (答申)

平成12(2000)年6月

第2期 葛飾区社会教育委員の会議

発行 葛飾区教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111

.....